

那覇市公報

第 1 7 5 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）…………… 1753

◇告 示◇

○那覇市立保育所及び認定こども園に係る費用の額の算定に関する要綱
（こどもみらい課）…………… 1766

○市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 1767

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…………… 1769

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について
（保護管理課）…………… 1770

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
（保護管理課）…………… 1771

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について
（保護管理課）…………… 1772

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について
（保護管理課）…………… 1773

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について
（保護管理課）…………… 1774

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について （保護管理課）	1775
○土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定の解除について（環境保全課）	1776
○那覇市首里金城村屋 ^{かなぐしくむらやー} の指定管理者の指定について（都市計画課）	1778

◇公 告◇

○令和2・3年度那覇市資源化物（有価物）の売却に係る指名競争入札参加資格者申請受付について（クリーン推進課）	1779
○草木の再生処理業務委託の指名競争入札参加資格者申請受付について （クリーン推進課）	1780
○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）	1781
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）	1786

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程	1788
--------------------------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の閲覧状況について（公表）	1795
---------------------------	------

◇監査委員公表◇

○令和元年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）	1805
-----------------------------------	------

◇正 誤◇

○那覇市公報第1756号の正誤	1840
-----------------------	------

条 例

那覇市条例第1号
令和2年1月20日
公 布 済

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

那覇市食品衛生法施行条例(平成24年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(公衆衛生上講ずべき措置に関する基準)</u> <u>第2条 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</u> <u>(1) 危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある製造工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いて衛生管理を行う場合 別表第1に定める基準</u> <u>(2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合 別表第2に定める基準</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、自動販売機(食品を自動的に保存し、調理し、加工し、製造し、又は販売する機械をいう。以下同じ。)を用いて営業する場合における前項の条例で定める基準は、別表第3のとおりとする。</u> <u>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、営業の形態その他特別の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、前2項の規定により定める基準について、当該基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。</u> <u>第3条～第7条</u> [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	<u>第2条～第6条</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分	

を削る。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の那覇市食品衛生法施行条例第2条及び別表第1から別表第3までの規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第5条の規定による基準として、この条例の施行の日から起算して1年間は、なおその効力を有する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準

第1 施設等における衛生管理

1 一般事項

- (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (2) 設備及び機械器具類(法第4条第4項の器具及び食品又は添加物の取扱いの用に供されている物で食品又は添加物に直接接触しない機械、器具その他のものをいう。以下同じ。)の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物及び容器包装の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。
- (3) 前号の手順書の作成に当たっては、次に掲げる事項を記載することとし、必要に応じ、専門家の意見を聴くこと。
ア 清掃、洗浄及び消毒を行う場所、機械器具及び作業責任者
イ 清掃、洗浄及び消毒の方法及び頻度
ウ 清掃、洗浄及び消毒が適切に行われたことを確認する方法
エ その他必要な事項
- (4) 第2号の規定により定めた方法が適切かつ有効であるか、必要に応じ、評価すること。
- (5) 施設、設備、人的能力等に応じた食品又は添加物の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

2 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- (2) 食品、添加物、器具及び容器包装(以下「販売食品等」という。)の製造、加工、処理、調理、保管、販売その他の取扱い(以下「作業」という。)を行う場所(以下「作業場」という。)には、不必要な物を置かないこと。
- (3) 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内は、適度な採光又は照度を有し、換気を十分に行うとともに、必要に応じ、

適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

- (5) 窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ず開放する場合は、じん埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (6) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- (7) 便所は、清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。
- (8) 施設内では動物を飼育しないこと。

3 設備及び機械器具類の衛生管理

- (1) 機械器具類及び清掃用の器材は、その使用目的に応じ使用すること。
- (2) 機械器具類及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。
- (3) 機械器具類は常に点検し、正常に使用できるよう整備すること。
- (4) 機械器具類及びその部品の洗浄及び消毒に使用する洗剤その他の薬剤は、適正な方法で使用する。
- (5) 温度計、圧力計その他の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
- (6) 包丁、まな板その他の調理に使用する器具(以下「包丁等」という。)、ふきん、保護防具等は、熱湯の使用その他の適切な方法により消毒し、乾燥させること。この場合において、食品及び添加物に直接触れる包丁等、ふきん、保護防具等は、食品衛生上の危害の発生の原因となるおそれのあるものが付着する都度及び作業の終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。
- (7) 洗浄剤、消毒剤その他の化学物質は、使用及び保管の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ、これらの化学物質の食品への混入を防止するために必要な措置をとること。
- (8) 清掃用の器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。
- (9) 槽を備えた流水式手洗い設備及び手指の消毒設備(以下「手洗設備」という。)は、水を十分に供給し、手洗いに適切な石けん、消毒剤その他の衛生上必要な物を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (10) 手洗設備その他の洗浄を行うための設備は、常に清潔に保つこと。
- (11) 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その記録を2年間保存すること。

4 使用水等の管理

- (1) 作業場で使用する水は、食品製造用水(食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に定める食品製造用水をいう。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げる場合で、使用する水が食品及び添加物に直接触れる水に混入しないようにするとき、この限りでない。
 - ア 暖房用蒸気、防火用水等の食品製造に直接関係のない目的で使用する場合
 - イ 冷却並びに食品及び添加物の安全に影響を及ぼさない工程において使用する場合
- (2) 水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第4条第1項の水道により供給される水をいう。)以外の水を使用する場合(前号ただし書に該当する場合を除く。)は、次の措置を講ずること。
 - ア 使用する水を食品製造用水とするため、ろ過、殺菌その他の措置を講じ、ろ過、殺菌等のための装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、及び記録すること。
 - イ 年1回(食品の冷凍又は冷蔵業、マーガリン又はショートニング製造業(専らショー

トニング製造を行うものを除く。)及び食用油脂製造業にあつては、4月に1回)以上の水質検査を行うこと。ただし、水が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

ウ 水質検査の結果を記載した書類は、1年間(取り扱う販売食品等の賞味期限を考慮した流通期間(当該販売食品等が流通する期間をいう。以下同じ。))が1年以上の場合にあつては、当該流通期間)保存すること。

(3) 前号イの水質検査の結果により、使用する水が食品製造用水の基準に適合しなくなったときは、直ちに当該水の使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

(4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

(5) 飲食の用に供し、又は食品及び添加物に直接接触する氷は、食品製造用水から作り、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

(6) 使用した水を再利用する場合は、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、当該処理の工程を適切に管理すること。

5 ねずみ、昆虫等の対策

(1) 施設及びその周辺は、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止するために網戸の設置その他の必要な措置を講ずること。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除作業を年2回以上実施すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組み合わせ、ねずみ、昆虫等の生息調査結果を踏まえ対策を講ずること等により、確実に駆除の目的が達成できる場合は、その施設の状況に応じた方法及び頻度で駆除作業を実施することができる。

(3) 前号の規定にかかわらず、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、販売食品等に影響を及ぼさないように、直ちに駆除すること。

(4) 第2号の駆除作業及び前号の規定による駆除に関する記録を作成し、1年間保存すること。

(5) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、販売食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

(6) 販売食品等は、蓋付きの容器に入れる等ねずみ、昆虫等による汚染の防止対策を講じること。

6 廃棄物及び排水の取扱い

(1) 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

(2) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにするとともに、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

(3) 廃棄物は、作業に支障のない限り、作業場(これに隣接する場所を含む。)に保管しないこと。

(4) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理すること。

(5) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

7 食品衛生責任者の設置

(1) 営業者(法第4条第8項の営業者をいい、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。)は、施設又はその部門ごとに、当該施設の従事者(食品又は添加物の取扱いに従事する者をいう。以下同じ。)のうちから規則で定める資格要件を満たすものを食品衛生に関する責任者(以下この表及び別表第2において「食品衛生責任者」という。)として定めること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となって管理する施設又は部門については、この限りで

ない。

(2) 営業者は、食品衛生責任者に市長が実施し、又は適正と認めた講習会を定期的に受講させ、常に食品衛生に関する新たな知識を習得させること。

(3) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

(4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。

(5) 営業者は、前号に規定する食品衛生責任者の意見を尊重すること。

8 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

食品衛生管理者（法第48条第1項の食品衛生管理者をいう。以下同じ。）、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

9 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

(1) 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質（水分活性、pH等をいう。）、殺菌及び静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、くん煙等をいう。）、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項、想定される製品の使用方法、消費者層等を記載した製品説明書を作成すること。

(2) 製品の全ての製造工程を記載した製造工程一覧図を作成すること。

(3) 前号の製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、当該製造工程一覧図の修正を行うこと。

10 販売食品等の取扱い

次に掲げる方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び前項第1号に規定する製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質（以下「危害原因物質」という。）を特定すること。

(2) 前号の規定により特定された危害原因物質について、食品衛生上の危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該危害原因物質及び危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

(3) 第1号の規定により特定された危害原因物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうちモニタリング（製造工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認をいう。以下同じ。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。

(4) 重要管理点の設定に当たっては、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮するとともに、定めようとする重要管理点における管理措置によっても危害原因物質を十分に管理できないときは、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

(5) 個々の重要管理点について、危害原因物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。この場合において、管理基準は、温度、時間、水分活性、pHその他の測定できる客観的指標又は官能検査（食

品の性質について視覚、味覚その他の人の感覚器官を用いて実施される検査をいう。)に基づくものとする。

- (6) 管理基準の遵守状況の確認又は管理基準の遵守がされていない製造工程を経て製造された製品の出荷を防止できるよう、モニタリングの方法を設定するとともに、当該モニタリングを適切に実施し、その結果を全て記録すること。この場合において、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者に署名を行わせること。
- (7) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。)を重要管理点ごとに設定し、必要に応じて適切に実施すること。
- (8) 製品の危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

11 管理運営要領の作成等

- (1) 施設及び販売食品等の取扱いに係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者その他の販売食品等を取り扱う者に周知徹底すること。
- (2) 定期的にふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、前号の規定により作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

12 記録の作成及び保存

- (1) 第10項第1号及び第2号の規定による危害要因リストの作成、同項第3号の規定による重要管理点の設定及び同項第5号の規定による管理基準の設定について記録を作成し、及び保存すること。
- (2) 第10項第6号のモニタリングの結果、同項第7号の措置及び同項第8号の検証について記録を作成し、及び保存すること。
- (3) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。
- (4) 前3号の記録の保存期間は、取り扱う販売食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。
- (5) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所その他の行政機関(以下「保健所等」という。)から要請があった場合は、第1号から第3号までの記録を提出すること。

13 回収及び廃棄

- (1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から当該問題に係る製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収方法及び保健所等への報告等の手順を定めること。
- (2) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収した製品に関し、廃棄その他必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 前号の場合においては、回収した製品をそれ以外の製品と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従って適切に対処すること。
- (4) 営業者(法第4条第8項の営業者をいう。以下同じ。)は、販売食品等を回収する場合は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じ、当該回収に関する情報を公表すること。

14 検査の実施

- (1) 飲食店営業のうち仕出屋又は弁当屋(第3号に規定する飲食店営業を除く。)にあっては、販売された食品の安全性を必要に応じ検査するため試料の用に供される食品(以下「検食」という。)を当該販売された食品を販売した時から起算して72時間以上(72時間を経過した時間の属する日が休日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に定める休日をいう。)又は休業日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日又は休業日でない日が終了する時まで)の期間、冷蔵保存し、又は冷凍保存すること。この場合において、検食のうち原材料については、洗浄殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。
- (2) 飲食店営業のうち旅館(次号に規定する飲食店営業を除く。)であって同一の献立を1回に10食以上提供する場合については、前号の規定を準用する。
- (3) 同一の献立を1回に300食以上又は1日に750食以上提供する飲食店営業及び大量調理施設にあっては、規則で定めるところにより、検食を保存すること。
- (4) 検食を保存する場合は、食品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、保存すること。

15 情報の提供及び報告

- (1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。
- (2) 製造、加工又は輸入をした販売食品等に関し、消費者からの健康被害(当該販売食品等に起因し、又はその疑いがあると医師が診断したものに限る。)を生じた旨の連絡があった場合又は法の規定に違反する事態が発生した場合は、その旨を保健所等へ直ちに報告すること。
- (3) 製造、加工又は輸入をした食品に関し、異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情(健康被害につながるおそれが否定できないものに限る。)を消費者から受けた場合は、その旨を保健所等へ速やかに報告すること。

第2 従事者等の衛生管理

- (1) 従事者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
- (2) 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があった場合は、従事者に検便を受けさせること。
- (3) 次に掲げる症状を呈している従事者については、その旨を営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に報告させ、当該従事者を食品の製造、加工又は調理の作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。
 - ア 黄疸(だん)
 - イ 下痢
 - ウ 腹痛
 - エ 発熱
 - オ 喉の痛み(発熱を伴うものに限る。)
 - カ やけど、切り傷その他の皮膚の外傷で、当該外傷からの感染が疑われるもの
 - キ 耳、目又は鼻からの分泌(病的なものに限る。)
 - ク 吐き気又はおう吐
- (4) 皮膚の外傷がある従事者のうち前号カに該当しないものを食品の取扱作業に従事させる場合は、当該外傷のある部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。
- (5) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明したときは、当該従事者を同条第2項に規定する期間、食品及び添加物に直接触れる作業に従事させないこと。

- (6) 従事者は、作業中は清潔な作業着、帽子、マスク等を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域(便所を含む。)にはそのまま入らないこと。
- (7) 従事者は、指輪等の装飾品その他異物の混入の原因となり得る物を作業場内に持ち込まないこと。
- (8) 従事者は、原材料等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄消毒が困難な素材の手袋を原則として使用しないこと。
- (9) 従事者は、常に爪を短く切り、マニキュアその他これに類するものをつけないこと。
- (10) 従事者は、作業前、用便直後及び汚染の原因物質が付着しているものを取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒並びに使い捨て手袋の交換を行うこと。
- (11) 従事者は、作業中に手又は販売食品等を取り扱う器具で髪その他身体に触れ、並びに防護されていない食品及び添加物の上でくしゃみ及び咳をしないこと。
- (12) 従事者は、所定の場所以外で着替え、喫煙、放たん、飲食等をしないこと。
- (13) 従事者以外の者が施設に立ち入る場合は、必要に応じ、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、前各号の規定に従わせること。

第3 従事者の教育訓練

- (1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、従事者に対し、販売食品等の衛生的な取扱方法及び汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (2) 前号の衛生教育には、第1の第1項第2号、第6項第1号、第10項、第11項及び第13項第1号に規定する各種手順等に関する事項を含むものとする。
- (3) 従事者のうち、洗浄剤、消毒剤その他の化学物質を取り扱うものに対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- (4) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、衛生教育及び教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じその内容を見直すこと。

第4 運搬、販売等の衛生管理

1 販売食品等の運搬

- (1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナその他の運搬具(以下「車両等」という。)は、食品及び容器包装を汚染するものでないこと。
- (2) 車両等は、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、必要に応じて補修を行い、適切な状態を維持すること。
- (3) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。
- (4) 運搬中の食品が、じん埃、排気ガスその他の物質により汚染されないよう管理すること。
- (5) 運搬しようとする食品(容器包装された食品を除く。以下この号において同じ。)と品目の異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。
- (6) バルク輸送(包装が施されていない食品を直接タンクローリー、コンテナ等に入れて運搬することをいう。)の場合、必要に応じ、食品専用の車両等を使用し、車両等に食品専用であることを明示すること。
- (7) 運搬に当たっては、温度、湿度及び所要時間の管理に留意すること。
- (8) 弁当等の運搬に当たっては、摂食予定時間を考慮した適切な出荷時間を設定すること。

2 販売

- (1) 販売量を見込んだ仕入れ及び在庫管理を行う等、適正な販売を行うこと。
- (2) 直接日光にさらし、又は長時間にわたり不適切な温度で陳列することのないよう衛生管理に注意すること。

3 表示

弁当等の消費期限の表示は、必要に応じ時刻まで表示すること。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

第1 施設等における衛生管理

1 一般事項

別表第1の第1の第1項に定める基準とする。

2 施設の衛生管理

別表第1の第1の第2項に定める基準とする。

3 設備及び機械器具類の衛生管理

別表第1の第1の第3項に定める基準とする。

4 ねずみ、昆虫等の対策

別表第1の第1の第5項に定める基準とする。

5 廃棄物及び排水の取扱い

別表第1の第1の第6項に定める基準とする。

6 販売食品等の取扱い

- (1) 原材料の仕入れに当たっては、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 品質、鮮度、表示その他の食品衛生上必要な事項について点検し、点検状況を記録すること。
 - イ 原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物(人に悪影響を及ぼしうるガラス、金属片その他の物に限る。以下この項において同じ。)を含むことが明らかな場合であって、通常の加工、調理等ではこれらを許容できる水準まで死滅させ、又は除去することができないときは、当該原材料を受け入れないこと。
- (2) 原材料は、適切なものを選択し、その保存に当たっては、当該原材料に適した状態及び方法で行うこと。
- (3) 食品、添加物及び器具を直に床に置かないこと。
- (4) 冷蔵庫、冷蔵室、冷凍庫及び冷凍室内では、食品の相互汚染が生じないように、食品を区分し、又は区画して保存すること。
- (5) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。
- (6) 食品及び添加物は、その特性に応じ、作業の各過程における温度、時間、消費期限等の管理を適正に行うこと。
- (7) 冷却、加熱、乾燥、添加物の使用、真空調理、ガス置換包装、放射線照射その他の食品衛生上特に影響を与えるおそれのある工程の管理について十分配慮すること。
- (8) 食品間の相互汚染を防止するため、次の事項に配慮すること。
 - ア 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
 - イ 製造、加工又は調理を行う場所は、従事者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、従事者以外の者の立入りにより販売食品等を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。
 - ウ 製造、加工又は調理を行う場所に立ち入るときは、手洗いその他の衛生上必要な

措置を講ずること。

エ 未加熱の食肉等を取り扱った設備及び機械器具類は、別の食品及び添加物を取り扱う前に必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(9) 原材料は、消費期限、賞味期限、使用期限等に応じて、適切な順序で使用できるよう保管すること。

(10) 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用することとし、再使用が可能な器具及び容器包装にあっては、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。

(11) 販売食品等の製造又は加工に当たっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ、検査すること。

イ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理するとともに、その記録を作成し、及び保存すること。

ウ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、及び保存すること。

エ 分割され、又は細切された食肉等は、異物の混入がないかを確認すること。この場合において、異物の混入が認められたときは、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。

オ 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第2項の特定原材料に由来するアレルギー(原材料として使用するものを除く。)が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

(12) 原材料及び製品について定期的に自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。

(13) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

(14) 施設においておう吐があった場合には、直ちに適切な消毒を行うこと。

7 使用水等の管理

別表第1の第1の第4項に定める基準とする。

8 食品衛生責任者の設置

別表第1の第1の第7項に定める基準とする。

9 記録の作成及び保存

(1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等の仕入元、製造又は加工の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。

(2) 前号の記録の保存期間は、販売食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

(3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所等から要請があった場合は、第1号の記録を提出すること。

(4) 製造又は加工をした販売食品等について自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。

10 管理運営要領の作成等

別表第1の第1の第11項に定める基準とする。

11 回収及び廃棄

別表第1の第1の第13項に定める基準とする。

12 検査の実施

別表第1の第1の第14項に定める基準とする。

13 情報の提供及び報告

別表第1の第1の第15項に定める基準とする。

第2 従事者等の衛生管理

別表第1の第2に定める基準とする。

第3 従事者の教育訓練

- (1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、従事者に対し、販売食品等の衛生的な取扱方法及び汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (2) 前号の衛生教育には、別表第1の第1の第1項第2号、第6項第1号、第11項及び第13項第1号並びに別表第2の第1の第6項第6号及び第14号に規定する各種手順等に関する事項を含むものとする。
- (3) 従事者のうち、洗浄剤、消毒剤その他の化学物質を取り扱うものに対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- (4) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、衛生教育及び教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じその内容を見直すこと。

第4 運搬、販売等の衛生管理

別表第1の第4に定める基準とする。

[改正前 別記]

別表第3(第2条関係)

自動販売機を用いて営業する場合の基準

- 1 自動販売機の設置場所は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- 2 自動販売機の設置場所には、不必要なものを置かないこと。
- 3 照明、換気等は、適正に行うこと。
- 4 ストロー、紙コップその他の飲食の用に供される容器等は、衛生上適正に管理すること。
- 5 自動販売機は、常に点検・整備を行い、故障、破損等があった場合は、速やかに補修すること。
- 6 食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰食品及び缶詰食品(以下「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。)を除く。)を冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して保存する自動販売機は、次に掲げる所定の温度が保たれるよう定期的に点検すること。
 - (1) 冷凍して保存する自動販売機 摂氏零下15度以下。ただし、小分けして完全に密封して包装した後に急速冷凍した食肉(以下「包装冷凍食肉」という。)及び完全に密封して包装した後に急速冷凍した魚介類にあつては、摂氏零下18度以下とする。
 - (2) 冷蔵して保存する自動販売機 摂氏10度以下
 - (3) 温蔵して保存する自動販売機 摂氏63度以上
- 7 自動販売機の中で食品に直接接触する部分は、分解又は循環方式により1日1回以上洗浄及び消毒を行うこと。
- 8 カートリッジ式給水タンク(自動販売機に水を供給するために装置される容器であつて、取り外して用いることができるものをいう。)を使用するものにあつては、当該給水タンク及びこれと自動販売機の本体との連結部分は、衛生上適正に管理すること。
- 9 自動販売機に収納されている食品の消費期限、保存温度等の点検を定期的に行い、点検状況を記録すること。
- 10 自動販売機で販売する弁当(容器包装詰加圧加熱殺菌食品等及び冷凍したものを除く。以下同じ。)の自動販売機への収納又は回収を行うに当たっては、その品名、数量、消費

- 期限、製造所の所在地、製造者の氏名又は名称、収納又は回収の日時及び回収後の措置の内容をその都度記録し、その記録を3月間保存すること。
- 11 自動販売機で冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を除く。）の取扱いは、次によること。
- (1) 食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。
 - (2) 食品を収納する部分が所定の温度を保持していないことを確認した場合は、既に収納されている食品は、販売しないこと。
- 12 自動販売機で販売する弁当の取扱いは、次によること。
- (1) 冷蔵し、又は温蔵して販売すること。
 - (2) 自動販売機への追加収納は、行わないこと。
 - (3) 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。
 - (4) 製造所から自動販売機へ収納するまでの運搬中の弁当の温度は、自動販売機で冷蔵して販売する場合にあっては摂氏10度以下、温蔵して販売する場合にあっては摂氏63度以上に保つこと。
- 13 包装冷凍食肉は、自動販売機内の錠の付いた収納部に保管すること。
- 14 包装冷凍食肉を自動販売機で販売する場合にあっては、次によること。
- (1) 包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超過して上昇した場合は、自動的に販売を中止するよう自動販売機を調整すること。
 - (2) 包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超過して上昇した場合は、収納していた包装冷凍食肉は全て廃棄すること。
- 15 食品衛生責任者の設置
- (1) 営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。）は、従事者のうちから規則で定める資格要件を満たすものを食品衛生に関する責任者（以下この項において「食品衛生責任者」という。）として定めること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となって管理する場合は、この限りでない。
 - (2) 営業者は、食品衛生責任者に市長が実施し、又は適正と認めた講習会を定期的に受講させ、常に食品衛生に関する新たな知識を習得させること。
 - (3) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
 - (4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
 - (5) 営業者は、前号に規定する食品衛生責任者の意見を尊重すること。

告 示

那覇市告示第 329 号

令和 2 年 1 月 7 日

掲 示 済

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第16条の規定に基づき、那覇市立保育所及び認定こども園に係る費用の額の算定に関する要綱を、次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立保育所及び認定こども園に係る費用の額の算定に関する要綱
（趣旨）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下、「法」という。）及び内閣府告示で定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。）の規定に基づき、本市が設置する保育所（以下、「保育所」という。）及び認定こども園（以下、「こども園」という。）に要する費用の額の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法及び告示において使用する用語の例による。

（基準）

第 3 条 告示第 1 6 条の規定により本市が定める額は、次に掲げる額とする。ただし、加減調整部分及び乗除調整部分は除き、基本加算部分及び特定加算部分は別表に掲げる項目のみ加算の対象とする。

(1) こども園に係る法第 2 7 条第 3 項第 1 号に規定する基準 告示別表第 2 の認定こども園の表のその他地域の項に掲げる額

(2) 保育所に係る法第 2 7 条第 3 項第 1 号に規定する基準 告示別表第 2 の保育所の表のその他地域の項に掲げる額

別表

区分	項目
基本加算部分	所長設置加算 副園長・教頭配置加算 給食実施加算 副食費徴収免除加算
特定加算部分	冷暖房費加算 主任保育士専任加算 小学校接続加算

那覇市告示第 332 号

令和 2 年 1 月 10 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和 27 年法第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

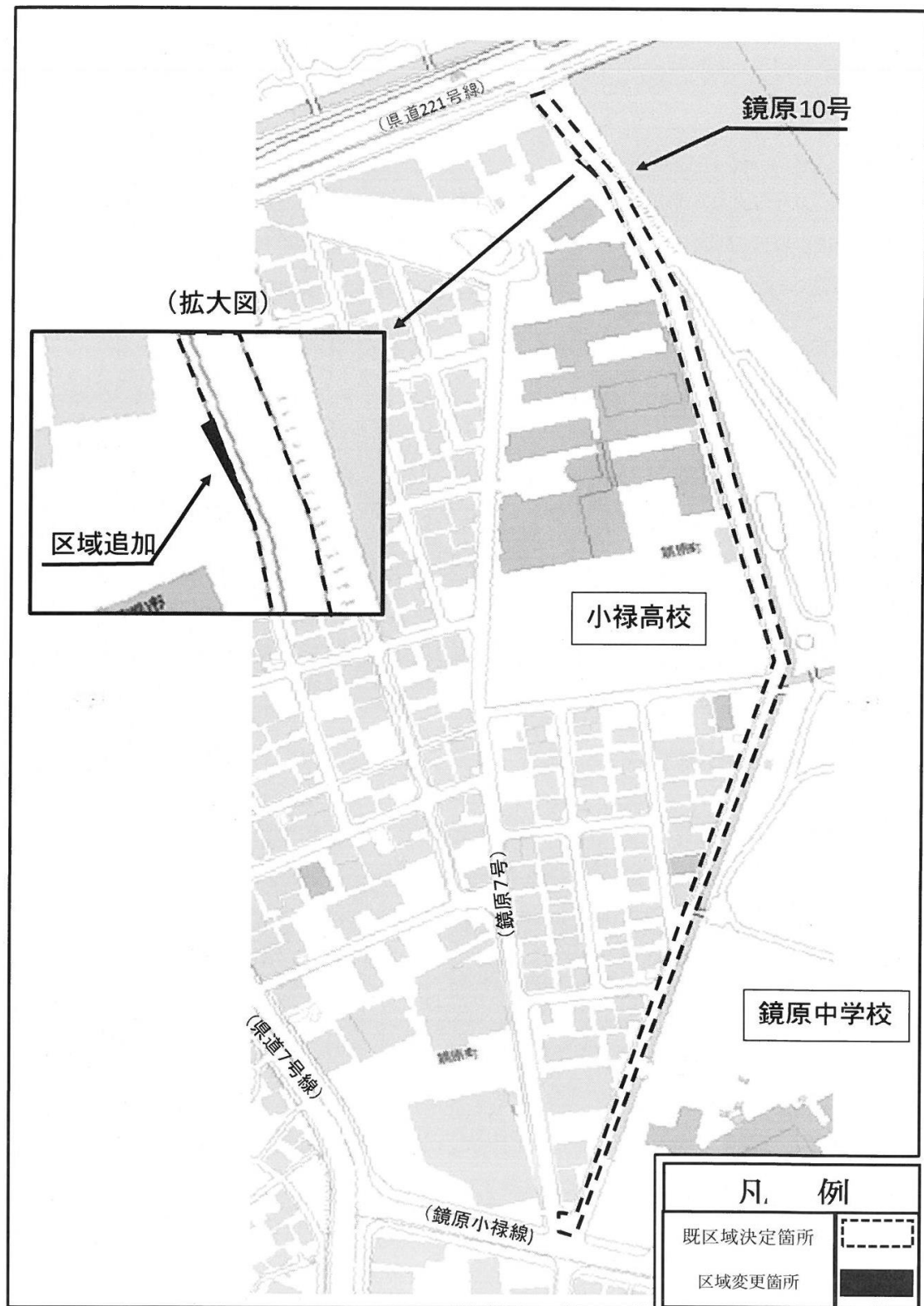
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
1070	鏡原 10 号	鏡原町 100 番 4 ～鏡原町 34 番 14	663.0	5.1 ～12.9	区域追加

市道路線の区域変更位置図(参考図)



那覇市告示第 362 号

令和 2 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
新健幸クリニック	潮平 芳樹	令和元年 12 月 1 日～ 令和 7 年 11 月 30 日
那覇市久茂地 2－11－18 当山久茂地川医邸 2・3 F		
おもろ眼科	医療法人 ゆうわ会	令和元年 11 月 1 日～ 令和 7 年 10 月 31 日
那覇市安謝 1 丁目 9 番 24 号		
和ごころ薬局くもじ店	株式会社琉球光和	令和元年 12 月 2 日～ 令和 7 年 12 月 1 日
那覇市久茂地 2－11－18 当山久茂地川医邸 1 F・B 1 F		
当山美容形成外科	医療法人形成会	令和 2 年 1 月 7 日～ 令和 8 年 1 月 6 日
那覇市久茂地 2－11－18 当山久茂地川医邸 4・5 階		
リーフ調剤薬局	株式会社ネクストリーフ	令和元年 12 月 1 日～ 令和 7 年 11 月 30 日
那覇市おもろまち 4－9－6 サンエス 3 101		

那覇市告示第 363 号

令和 2 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
当山美容形成外科 ANNEX		令和2年1月7日
名称	当山美容形成外科 (当山美容形成外科 ANNEX)	

那覇市告示第 364 号

令和 2 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
サンアイ薬局おもろまち	有限会社エヌ・オー・ケイ	令和元年 12 月 1 日
那覇市おもろまち4丁目9番6号		
おもろ眼科	石川 修作	令和元年 11 月 1 日
那覇市安謝1－9－24		
たまき歯科クリニック	玉城 直子	令和元年 12 月 2 日
那覇市首里真和志町2－36		
金井医院	金井 孝雄	令和元年 12 月 31 日
那覇市首里石嶺町3－218－3		
ありがとう子供クリニック	医療法人ありがとう	令和元年 12 月 31 日
那覇市古波蔵4－13－9 SSK ビル2F		

新城歯科医院	新城 啓和	平成 30 年 10 月 31 日
那覇市字松川 278－3		
那覇センター薬局	株式会社那覇調剤センター	令和 2 年 1 月 1 日
那覇市久茂地 3 丁目 13 番 8 号 レジデンス森山ビル 1 階		

那覇市告示第 365 号

令和 2 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
訪問看護ステーション藤	令和元年 12 月 31 日
那覇市国場 392 番地	
医療法人新西会 西武門病院	令和元年 11 月 30 日
那覇市東町 5-22	

那 覇 市 告 示 第 366 号

令 和 2 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
秦 英文	あん摩マッサージ指圧	令和2年1月15日
フレアス在宅マッサージ沖縄	那覇市銘苅1-9-28 2F	
上江洲 聖	あん摩マッサージ指圧	令和2年1月6日
訪問マッサージ OFA 療養サポートセンター沖縄支店	那覇市松川299番地 町田アパートA-1	

那覇市告示第 367 号

令和 2 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
石新 恵	那覇あゆみ整骨院 天久院	平成 31 年 4 月 30 日
	那覇市天久 2 丁目 1－2 フクサクマンションロイヤル 101	

那覇市告示第 368 号

令和 2 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央 (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	平成 31 年 3 月 1 日
那覇市字大道 123 番地	
訪問看護ステーション藤 (訪問看護)	令和元年 12 月 31 日
那覇市国場 392 番地	

那覇市告示第 369 号

令和 2 年 2 月 3 日

土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定の解除について

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 2 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日那覇市告示第 33 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定を解除する区域 別図のとおり(那覇市字安謝 619 番 32、619 番 33、619 番 34、619 番 35、619 番 67)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 汚染土壌の除去



那覇市告示第 370 号
令和 2 年 2 月 3 日那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋の指定管理者の指定について

那覇市首里金城村屋の管理・運営を行わせる指定管理者を那覇市首里金城村屋条例第 13 条第 1 項の規定に基づき指定したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称：那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋

所在地：那覇市首里金城町 2 丁目 7 番地

2 指定管理者となる団体

名 称：首里金城町自治会

所在地：那覇市首里金城町 1 丁目 50 番地

代表者：首里金城町自治会 会長 慶佐次 興和

3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

公 告

那覇市公告第 554 号

令和 2 年 1 月 9 日

掲 示 済

令和2・3年度那覇市資源化物(有価物)の売却に係る指名競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第167条の11第3項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指名競争入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那覇市資源化物（有価物）の売却に係る入札参加者資格等に関する要綱第2条の規定を具備すること。

2 申請書類の配布及び提出

参加希望者は、申請書を市のホームページからダウンロード、又は環境部クリーン推進課窓口にて配布します。提出方法は直接持参とし、郵送による提出は認めない。

3 受付期間

令和2年1月10日(金)から令和2年1月23日(木)

(土・日曜日、祝祭日を除く)

午前9時00分から午後5時00分(ただし12時から1時を除く)

4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市役所 環境部 クリーン推進課 管理グループ

担当：高江洲

電話 (098) 889-3567

那覇市公告第 559 号
令和 2 年 1 月 15 日
掲 示 済

草木の再生処理業務委託の指名競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指名競争入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 草木の再生処理業務委託に係る入札参加者資格等に関する要綱第 2 条の規定を具備すること。

2 申請書類の配布及び提出

参加希望者は、申請書を市のホームページからダウンロード、又は環境部クリーン推進課窓口にて配布します。提出方法は直接持参とし、郵送による提出は認めない。

3 受付期間

令和 2 年 1 月 16 日（木）から令和 2 年 1 月 29 日（水）
（土・日曜日、祝祭日を除く）
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（ただし 12 時から 1 時を除く）

4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市役所 環境部 クリーン推進課
管理グループ 担当 高江洲
電話 (098) 889-3567

那覇市公告第 576 号
令和 2 年 1 月 22 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年12月27日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部秘書広報課 電話862-9942			
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業 務 の 名 称	広報なは市民の友令和2年1月号掲載 プレゼント発送業務			
業 務 の 目 的	広報紙への意見を市民から広く収集し、今後の紙面作成に反映させるとともに、市民に広報紙を身近に感じてもらう			
個人情報の対象者	プレゼント応募者			
業務の開始年月日	令和元年12月27日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☒ 電話番号 ☒ 年齢 ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(令和元年12月27日～令和2年2月23日)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年12月27日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	企画財務部 企画調整課 内線2121			
個人情報管理責任者	企画調整課長			
業 務 の 名 称	首里城再建支援プロジェクト事業関連業務			
業 務 の 目 的	焼失した首里城の一日も早い再建、復旧・復興に向けて、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングのウェブサイト「首里城再建支援プロジェクト」を開設し、寄附を募る。			
個人情報の対象者	上記ウェブサイトから寄附を行った者			
業務の開始年月日	令和元年11月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公益性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(寄附申込時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	令和元年10月31日未明に発生した火災により首里城が消失した。県内外からふるさと納税を活用した首里城の再建、復旧・復興のための寄附の要望が多く寄せられたことから、急遽同ウェブサイトを開設することとなった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年1月6日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	企画財務部 企画調整課 内線 2122			
個人情報管理責任者	企画財務部長			
業 務 の 名 称	那覇市市制100周年記念事業実行委員会事務局関連業務			
業 務 の 目 的	市民や市内企業等の代表等で構成する那覇市市制100周年記念事業を実施するための実行委員会			
個人情報の対象者	那覇市市制100周年記念事業実行委員会構成員並びに部会員			
業務の開始年月日	令和元年11月21日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(11月～12月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	同実行委員会において報酬を支払った(受け取った)方を対象にするため、年内の最終会議終了後に提供依頼した。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年1月10日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課			電話 098-951-3229
個人情報管理責任者	環境保全課長			
業 務 の 名 称	生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助業務			
業 務 の 目 的	生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に掲げる扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯(以下「生活保護等世帯」という。)を対象に、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第8条の2の規定により国の補助を受けて設置された空気調和機器(以下「補助対象機器」という。)を稼働させるために要する経費を補助する。			
個人情報の対象者	補助対象機器が設置された住宅に居住している生活保護等世帯			
業務の開始年月日	令和2年4月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他	☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 577 号
令和 2 年 1 月 22 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用 **提供**)届出書

令和 2 年 1 月 7 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 国民健康保険課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県 国民健康保険課長
業 務 の 名 称	国民健康保険法第45条の2に基づく保険医療機関等の指導監査に係る「被保険者住所情報」		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和2年1月7日(火) ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	那覇市国民健康保険被保険者に係る住所情報		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (国、県等の他の行政機関が法令等に基づく事務に関して、あらかじめ審議会の意見を聴いた場合 類型事項第1に該当) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	国民健康保険法第45条の2に基づく保険医療機関等の指導監査のため。なお、提供した個人情報は沖縄県及び九州厚生局沖縄事務所により使用する。		
届出担当部課	健康部 国民健康保険課 給付G 電話862-4262 内線2505		

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 20 号

令 和 元 年 1 2 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

那覇市排水設備指定工事店規程(平成17年那覇市上下水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定工事店の指定の要件) 第3条 条例第11条第7号の管理者が定める要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 法人が指定工事店の指定を受ける場合において、その役員となる者が次に掲げる要件を備えていること。 ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。</u> イ 下水道法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。 ウ 条例第17条の規定により指定を<u>取り消された</u>指定工事店の事業主(法人にあっては代表者。以下同じ。)又は役員であったものが、その日から2年を経過していること。 (2) 条例第17条の規定により指定を<u>取り消された</u>指定工事店の事業主であった者が、新たに事業主又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けるときは、当該<u>取り消し</u>の日から2年を経過していること。 (指定の申請書等)	(指定工事店の指定の要件) 第3条 [略] (1) 法人が指定工事店の指定を受ける場合において、その役員となる者が次のいずれにも該当しないこと。 ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ないこと。</u> イ <u>精神の機能の障がいにより排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないこと。</u> ウ 下水道法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過しないこと。 エ 条例第17条の規定により指定を<u>取消された</u>指定工事店の事業主(法人にあっては代表者。以下同じ。)又は役員であったものが、その<u>取消し</u>の日から2年を経過しないこと。 (2) 条例第17条の規定により指定を<u>取消された</u>指定工事店の事業主であった者が、新たに事業主又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けるときは、当該<u>取消し</u>の日から2年を経過していること。 (指定の申請書等)

第4条 〔略〕

2 条例第12条第1項第4号の管理者が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 誓約書

(5) 個人の場合は、経歴書及び条例第11条第4号に該当しないことを証する書類

(6) 個人の場合は、住民登録をしている市町村が証明する市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税の納税証明書

(7) 法人の場合は、定款の写し及び代表者の住民票記載事項証明書並びに代表者に関する第5号に規定する書類

(8) 〔略〕

3 〔略〕

（指定工事店証の再発行）

第5条 条例第13条第1項の那覇市下水道排水設備指定工事店証（第2号様式）を損傷又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再発行申請書（第3号様式）を管理者に提出して再発行を受けなければならない。

2～4 〔略〕

（異動等の届出）

第8条 〔略〕

(1)～(2) 〔略〕

2 〔略〕

3 条例第16条第2項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店異動届（第4号様式）によるものとする。

4～5 〔略〕

6 条例第16条第3項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店指定辞退届（第5号様式）によるものとする。

7 〔略〕

〔第1号様式 別記〕

第4条 〔略〕

2 〔略〕

(1)～(3) 〔略〕

(4) 誓約書（第2号様式）

(5) 個人の場合は、住民登録をしている市町村が証明する市町村民税、固定資産税、国民健康保険税の納税証明書及び経歴書

(6) 法人の場合は、定款の写し及び代表者の住民票記載事項証明書並びに代表者の経歴書

(7) 〔略〕

3 〔略〕

（指定工事店証の再発行）

第5条 条例第13条第1項の那覇市下水道排水設備指定工事店証（第3号様式）を損傷又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再発行申請書（第4号様式）を管理者に提出して再発行を受けなければならない。

2～4 〔略〕

（異動等の届出）

第8条 〔略〕

(1)～(2) 〔略〕

2 〔略〕

3 条例第16条第2項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店異動届（第5号様式）によるものとする。

4～5 〔略〕

6 条例第16条第3項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店指定辞退届（第6号様式）によるものとする。

7 〔略〕

〔第1号様式 別記〕

<u>第2号様式</u> 〔略〕	〔第2号様式 別記〕
<u>第3号様式</u> 〔略〕	<u>第3号様式</u> 〔略〕
〔第4号様式 別記〕	<u>第4号様式</u> 〔略〕
<u>第5号様式</u> 〔略〕	〔第5号様式 別記〕
	<u>第6号様式</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

[略]

[添付書類]

- 1 申請者(法人の場合は代表者)が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類(本籍地のある市町村及び法務局で交付)
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の住民票記載事項証明書(本籍記載のある住民票謄・抄本でも可)
- 3 誓約書、経歴書(申請者)
- 4 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し
- 5 営業所の平面図、写真及び付近見取図
- 6 専属責任技術者名簿(責任技術者証の写し、雇用関係を証する書類)
- 7 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 8 申請者が個人の場合は、住民登録をしている市町村の市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税(料)の納税証明書(滞納のない証明書)
- 9 申請者が法人の場合は、営業所が所在する市町村の市町村民税及び固定資産税の納税証明書(滞納のない証明書)

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

[略]

[添付書類]

- 1 申請者(法人の場合は代表者)の住民票記載事項証明書(本籍記載のある住民票謄・抄本でも可)
- 2 誓約書、経歴書(申請者)
- 3 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し
- 4 営業所の平面図、写真及び付近見取図
- 5 専属責任技術者名簿(責任技術者証の写し、雇用関係を証する書類)
- 6 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 7 申請者が個人の場合は、住民登録をしている市町村の市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税(料)の納税証明書(滞納のない証明書)
- 8 申請者が法人の場合は、営業所が所在する市町村の市町村民税及び固定資産税の納税証明書(滞納のない証明書)

[改正後 別記]

第2号様式(第4条関係)

誓 約 書

申請者及びその役員は、那覇市下水道条例第11条及び那覇市排水設備指定工事店規程第3条のいずれにも適合する者であることを誓約いたします。

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申 請 者

商 号

代表者氏名

印

営業所所在地

[改正前 別記]

第4号様式(第8条関係)

[略]		
異動事項	新	旧
[略]		
二 代表者に異動があったとき	[略]	
	添付書類 1 定款の写し、登記事項証明書(法人の場合)	
	2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類(本籍地のある市町村及び法務局で交付)	
	3 住民票記載事項証明書(本籍記載のある住民票謄・抄本でも可)	
	4 経歴書	
[略]	5 誓約書	
	6 指定工事店証	

[改正後 別記]

第5号様式(第8条関係)

[略]		
異動事項	新	旧
[略]		
二 代表者に異動があったとき	[略]	
	添付書類 1 定款の写し、登記事項証明書(法人の場合)	
	2 住民票記載事項証明書(本籍記載のある住民票謄・抄本でも可)	
	3 経歴書	
	4 誓約書	
[略]	5 指定工事店証	

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 28 号
令和 2 年 1 月 7 日
掲 示 済

選挙人名簿の閲覧状況について(公表)

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松 田 義 之

閲覧申出者の氏名(法人の場合 合名称及び代表者又は管理 人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる 事務所の所在地
朝日新聞東京本社 前田 直人 世論調査部長	世論調査の対象となる有権者抽出。 政治や選挙等に関する有権者の意識 を客観的に測定、分析、報道するた め。	平成31年01月07日	第26投票区から11人、第34 投票区から11人	東京都中央区築地5-3-2
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年01月08日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年01月08日	那覇市内	
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年01月09日	那覇市全域	那覇市字小祿390番地 1F
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年01月09日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年01月10日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年01月10日	那覇市内	
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年01月11日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年01月15日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年01月15日	那覇市内	

閲覧申出者の氏名(法人の場合 合名称及び代表者又は管理人 の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事 務所の所在地
下地 ミキ オ 後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年01月16日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間 モリ オ 後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年01月17日	那覇市全域	那覇市宇小緑390番地 1F
下地 ミキ オ 後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年01月18日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間 モリ オ 後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年01月21日	那覇市全域	那覇市宇小緑390番地 1F
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年01月22日	那覇市内	
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年01月22日	那覇市内	
下地 ミキ オ 後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年01月23日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間 モリ オ 後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年01月24日	那覇市全域	那覇市宇小緑390番地 1F
下地 ミキ オ 後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年01月25日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間 モリ オ 後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年01月28日	那覇市全域	那覇市宇小緑390番地 1F
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年01月29日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年01月29日	那覇市内	
當間 モリ オ 後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年01月30日	那覇市全域	那覇市宇小緑390番地 1F
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年01月31日	那覇市内	
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年01月31日	那覇市内	
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「時事世論調査」実施のための対象者抽出。政治・経済・社会・日常生活などの諸問題に対する国民の意向を毎月、定期的に調査して、政府・公共団体・報道機関・有識者等への通信記事をとおりあげ、統計資料としても利用される。	平成31年02月25日	那覇市与儀1丁目1番～18歳以上(平成12年12月末日まで生まれ)の男女	東京都中央区銀座6丁目16番12号

閲覧申出者の氏名(法人の場合 合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年02月27日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年02月27日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年02月28日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年02月28日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年03月04日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年03月04日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年03月05日	那覇市内	
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年03月06日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年03月06日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年03月07日	那覇市内	
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年03月11日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年03月11日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年03月12日	那覇市内	
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年03月13日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年03月13日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年03月14日	那覇市内	
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年03月14日	那覇市全域の有権者	
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年03月18日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F

閲覧申出者の氏名(法人の場合 合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年03月18日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年03月19日	那覇市全域の有権者	
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年03月19日	那覇市内	
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年03月20日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年03月20日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年03月22日	那覇市内	
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年03月25日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年03月25日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年03月26日	那覇市内	
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年03月26日	那覇市全域の有権者	
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年03月27日	那覇市全域	那覇市字小緑390番地 1F
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年03月27日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年03月28日	那覇市内	
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年03月28日	那覇市全域の有権者	
幸福実現党 那覇中央後援 会 代表 平良 浩一	選挙ハガキの宛名作成にあたり名簿 の確認	平成31年03月29日	那覇市内全域	那覇市壺川1丁目4番4号
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年04月02日	那覇市全域の有権者	
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年04月03日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年04月03日	那覇市全域	那覇市字小緑390番地 1F
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年04月04日	那覇市内	

閲覧申出者の氏名(法人の場合 合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年04月04日	那覇市内	
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年04月05日	那覇市内	
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支援者リストチェック	平成31年04月08日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支援者リストチェック	平成31年04月08日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支援者リストの確認のため	平成31年04月08日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年04月09日	那覇市内	
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年04月10日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年04月10日	那覇市内	
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支援者リストの確認のため	平成31年04月11日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年04月11日	那覇市全域の有権者	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年04月12日	那覇市内	
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支援者リストの確認のため	平成31年04月15日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支援者リストチェック	平成31年04月15日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年04月16日	那覇市全域の有権者	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年04月16日	那覇市内	
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支援者リストチェック	平成31年04月17日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支援者リストの確認のため	平成31年04月17日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年04月18日	那覇市内	
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年04月18日	那覇市全域の有権者	

閲覧申出者の氏名(法人の場合 合名称及び代表者又は管理 人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事 務所の所在地
当後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年04月22日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	平成31年04月22日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年04月23日	那覇市内	
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年04月23日	那覇市全域の有権者	
新崎 進也	支援者リストチェック	平成31年04月24日	那覇市内	
當間 安則	支援者リストチェック	平成31年04月24日	那覇市内	
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	平成31年04月25日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
前田 千尋	宣伝物の郵送	平成31年04月25日	那覇市全域の有権者	
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	令和元年05月07日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年05月08日	那覇市全域の有権者	
新崎 進也	支援者リストチェック	令和元年05月08日	那覇市内	
下地ミキオ後援会 代表者 下地 幹郎	後援会支持者リストの確認のため	令和元年05月09日	那覇市全域	那覇市おもろまち3-5-3
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和元年05月09日	那覇市全域の有権者	
當間モリオ後援会 代表者 當間 盛夫	当後援会支持者リストチェック	令和元年05月10日	那覇市全域	那覇市字小禄390番地 1F
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和元年05月13日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年05月14日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和元年05月16日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年05月17日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和元年05月20日	那覇市全域の有権者	

閲覧申出者の氏名(法人の場合 合名称及び代表者又は管理 人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事 務所の所在地
読売新聞本社 編集局世論調査部 世論調 査部長 吉山 一輝	全国の有権者を対象に実施する世論 調査の調査対象者を抽出するため。	令和元年05月21日	第17投票区全域から無造作 に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年05月21日	那覇市全域の有権者	
幸福実現党 小禄後援会 代表 平良 ヤス子	選挙ハガキの宛名作成にあたり名簿 の確認	令和元年05月22日	那覇市内全域	那覇市田原321-5
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和元年05月23日	那覇市全域の有権者	
幸福実現党 小禄後援会 代表 平良 ヤス子	選挙ハガキの宛名作成にあたり名簿 の確認	令和元年05月24日	那覇市内全域	那覇市田原321-5
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和元年05月27日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和元年05月27日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年05月28日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和元年05月29日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年05月30日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年05月31日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和元年06月10日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和元年06月13日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和元年06月17日	那覇市全域の有権者	
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「時事世論調査」実施のための対象 者抽出。政治・経済・社会・日常生 活などの諸問題に対する国民の意向 を毎月、定期的に調査して、政府・ 公共団体・報道機関・有識者等への 通信記事をとおりあり、統計資料とし ても利用される。	令和元年08月21日	那覇市宇国場 18歳以上 (平成12年12月末日まで生 まれ) の男女108名	東京都中央区銀座6丁目16番12号

閲覧申出者の氏名（法人の場合 合名称及び代表者又は管理人の氏名）	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
日経リサーチ 代表取締役社長 福本 敏彦	日本経済新聞社編集局より委託を受ける、「株式会社日経リサーチが実施する「経済や政治、社会問題等に関する有権者の意識」（日本経済新聞社郵送世論調査）」の調査対象者の抽出。	令和元年08月23日	おもろまち3丁目（平成13年10月4日以前に生まれた男女16名）	東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル
株式会社 毎日新聞 代表取締役社長 丸山 昌宏	毎日新聞社と埼玉大学が全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象を抽出するため。	令和元年09月10日	第14投票区の選挙人名簿から11人を等間隔で無作為に抽出	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 享	日本世論調査会による面接世論調査の対象者抽出のため。	令和元年09月25日	第12, 18, 28, 32, 37, 46, 54投票区（合計7ヶ所）	東京都港区東新橋1-7-1
株式会社 ナビット 代表取締役 福井 泰代	全国の有権者を対象に実施する意識調査の対象者を抽出するため。	令和元年09月27日	第6投票区の選挙人名簿から、1投票区17人を等間隔で無作為に抽出。	東京都千代田区九段南1-5-5
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年09月30日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年10月01日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年10月03日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和元年10月09日	那覇市全域の有権者	
読売新聞本社 編集局世論調査部 世論調査部長 吉山 一輝	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出するため。	令和元年10月10日	第32投票区全域から無造作に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年10月11日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和元年10月15日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和元年10月16日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和元年10月17日	那覇市全域の有権者	
朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人	世論調査の対象となる有権者抽出。政治や選挙等に関する有権者の意識を客観的に測定、分析、報道するため。	令和元年10月18日	第28投票区から11人、第47投票区から11人	東京都中央区築地5-3-2
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年10月21日	那覇市全域の有権者	

閲覧申出者の氏名(法人の場 合名称及び代表者又は管理 人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事 務所の所在地
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和元年10月23日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和元年10月24日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和元年10月28日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和元年10月30日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年10月31日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年11月05日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和元年11月06日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年11月07日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年11月12日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和元年11月13日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年11月14日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和元年11月15日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年11月18日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和元年11月19日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和元年11月20日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和元年11月25日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和元年12月02日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和元年12月11日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和元年12月16日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和元年12月18日	那覇市全域の有権者	

監査委員公表

那 監 公 表 第 6 号

令 和 2 年 2 月 3 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和元年度定期監査(工事監査)の結果について(公表)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した令和元年度定期監査(工事監査)の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年度定期監査（工事監査）結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査）

2 監査の対象

工事監査実施要領及び実施計画に基づき、契約金額が1件2,000万円以上（令和元年9月12日時点）で、令和元年11月20日（工事技術調査最終日）現在施行中の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等50件の中から以下の3件を選定した。

- 平成30年度小禄金城地内配水幹線布設替工事（その1）
- 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（建築）
- （仮称）ともかぜ振興会館建設工事（建築）

3 監査の期間

令和元年9月25日から令和2年1月10日まで

4 監査の方法

監査は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則に準じ、当該準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査（11月18日から20日まで）を実施した。

なお、実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士（上下水道部門、建設部門）を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場を視察し、調査を行った。

なお、指摘事項等について対象部署から弁明、見解等の機会を設けたが、申し出はなかった。

第2 監査の結果

- 1 関係書類を審査し、説明者に質問して当該工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、品質管理、監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について整合性を検査した結果、おおむね適正である。

- 2 積算に関しては、土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）及び水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表（水道事業実務必携）、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）並びに沖縄県の実施設計単価表及び営繕工事標準単価表、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。
- 3 設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分であり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切である。ただし、一部に改善を要する指摘事項等があり、これらについては速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

（注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする（定期監査実施要領による）。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

第3 各工事監査の結果

○平成30年度小禄金城地内配水幹線布設替工事（その1）

1 工事担当所管部署

上下水道部 水道工務課

2 工事概要

(1) 工事場所

那覇市金城地内

(2) 工事内容

ダクタイル鋳鉄管

GX形Φ200mm L= 36.3m(39.7m)

GX形Φ250mm L= 208.1m

GX形Φ400mm L= 205.7m

仕切弁 3基

消火栓 1基

仮設PPΦ50mm L=360.0m(382.0m)

- 仮設給水 3件（4件）
磁気探査 一式
- (3) 工事設計業務受注者
永技研株式会社
契約方式 随意契約
委託率 79.8%
- (4) 工事請負業者
有限会社 丸宮産業
- (5) 工事契約日
平成31年3月7日
- (6) 工事費
設計金額 88,475,691 円（当初82,134,000 円）
契約金額 88,243,000 円（当初81,918,000 円）
請負率 99.74 %
契約方式 制限付一般競争入札
- (7) 工事期間
平成31年3月7日 から 令和2年1月31日
- (8) 工事進捗状況
計画出来高 69.0 %
実施出来高 77.0 %（令和元年11月15日現在）

3 調査項目（着眼点）

- (1) 計画について
ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
イ 本工事の計画通知関係書類が整備されているか。
ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。
- (2) 設計について
ア 事業目的に適合した設計となっているか。
イ 法令等に適合した設計となっているか。
ウ 仕様書、図面、設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。
- (3) 積算について
ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
イ 歩掛及び単価は適正か。
ウ 数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。
- (4) 契約について
ア 契約の方法及び手続きは適正か。

イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。

イ 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。

ウ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はなにか。

エ 法令等を遵守して施工されているか。

オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

カ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。

キ 現場の安全管理は適切に行われているか。

ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。

ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

コ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

本工事の令和元年 11 月 15 日時点における進捗状況は、出来高 77.0%でほぼ計画のとおり進行中である。提示された書類及び現場を調査し、疑問点は関係者に質問をするとともに、各段階における技術的事項について調査した。書類調査、現地調査において、書類の整備状況を含めて概ね良好である。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述している。

5 書類調査について

(1) 事業目的及び実施計画について

ア 事業目的

配水管を技術的基準に適合するよう耐震化し安定供給を図ることを目的としている。

国道 331 号にはφ350mm の送水管が布設されている。この送水管は、垣花ポンプ場から赤嶺配水池へ水を送る重要な管の一つである。

既設管は昭和 60 年（1985 年）に布設され 34 年経過しており老朽化及び耐震性において課題があることから、本工事にて耐震管である GX 形ダクタイル鋳鉄管への布設替えを行うものである。

イ 実施計画

事業目的耐震化整備基本計画によれば、基幹管路の耐震化 1. レベル 2 地震動による被害が想定される管路については、断水軽減効果の高い箇所から優先的に耐震化を図るとし、基本的に、法定耐用年数をめどに耐震化を図り、新設・更新にあたっては、耐震性のある高機能管を使用するとなっている。

本工事対象は、基幹管路である。基本的には、送配水管の耐震化を目的とし

たもので、昭和60年に布設され、まだ34年の経過であり、経年管の更新の意味合いは少ない。しかし、赤嶺配水池系の耐震化を確保するため必要と理解する。

(2) 設計について

ア 設計業務関係

設計は、当初、歩道での施工が困難と考え、国道の車道部分への布設を考えていたが、国道事務所との協議の結果、あくまでも歩道内での施工となったため、施工の時期の調整を踏まえ、設計を早期に終える必要があったことから、設計内容や現場に対して、すでに熟知している当初設計受注会社に委託することで、効率よく作業が進むものと考え、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」の規定により随意契約を行っている。

設計内容に、既設管路の一部を撤去せず、充填工を採用しているが、既設管の上部に共同溝が設置されているため、撤去が困難と判断され、道路占用申請を行い、許可証を取得している。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

充填材料については、性能や施工方法についての比較検討は行われているが、経済的な比較が行われていない。規模を想定した中で行えば、経済性を含む総合的評価が的確なものとなるので、経済的な比較も検討されたい。

イ 入札方法及び参加者数

設計は、施工の時期の制約条件から、元の設計を受託していた業者と随意契約を行った。

ウ 特記仕様書

(7) 指摘事項等

(要望事項)

a 特記仕様書1.適用には、準拠すべき他の機関が発行している仕様書や規定を示しているが、設計図書における優先順位が示されていない。特記仕様書に記載すべき重要な要素であり、検討されたい。

b 特記仕様書16.業務計画書の記述については、設計よりも工事に関する記述であり、検討されたい。

エ 業務計画書

受託者の作成している業務計画書については、一部に明確さにかける記載もあるが、概ね適切である。

(7) 指摘事項等

(要望事項)

業務概要において、「管路設計」と記載すべきところを「管路計画」となっていること、業務組織計画において、技術士補に係る部門の記載がないこ

と、照査の時期が設計業務フロー等には示されていないことなど、記載内容について、誤字や用語の選択等が不適切な箇所が散見された。直接設計業務に関わるものではないが、業務計画書を受け取る際、適正な用語となるよう指導されたい。

オ 設計図面

設計図面としては、1枚毎の内容の濃いものとなっており、数量計算の確認が行いやすい記載となっている。

(3) 積算について

外部委託により作成された積算ソフトを利用している。更新したときは、ダミーの値を入力し、積算が正しく行われているかどうかについて確認している。

数量や設計書の検算については、担当が作成したものを、検算員が、図面、数量及び積算内容をチェックしている。

ア 指摘事項等

（要望事項）

検算の結果誤りを発見した際は都度修正している。検算において発見したミスについては修正が終われば、用済みとしているとのことであったので、一定期間それらの結果を収集し、分類や整理を行うことで、再発防止の情報として活用することが可能である。そのことが業務改善に繋がり効率化が図られることになるので、検討されたい。

(4) 契約について

入札・契約関係

一般競争入札方式で行われ、公告日は平成31年2月5日、入札期限は平成31年2月28日と、契約金額から設定される法定見積期間中15日が確保されていた。

開札は、平成31年3月1日に行われ、落札候補者が決定、その後、落札候補者の資格審査が行われ、平成31年3月6日に落札者が決定した。

契約は、翌日の平成31年3月7日に行われた。

(5) 施工について

ア 手続き

契約日には、工事着手届、責任者選任届及び工程表が提出され、適切に手続きが進められている。

イ 施工計画書

施工計画書は、平成31年3月20日に提出された。契約からは2週間ほどの短期間に作成されているが、実質は開札された時点から作業が進められた結果によるものと理解した。

施工計画書については、承諾として処理が行われている。

沖縄県土木工事共通仕様書では、受注者が提出するものと規定されているが、提出されたものについての発注者側の処置についての記載はない。一方、国交

省の表現も全く同じである。ただし、平成22年〈編著〉国土交通省全国総括工事検査官等会議として作成された「公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評価の手引き－実務者のための参考書－」においては、第2編監督についての中で、「受理」が使用されている。土木工事監督技術基準（案）の中で用語の定義として「受理」があり、把握することをいうと定義されている。その他にも受理として記載箇所を見つけることができる。

(7) 指摘事項等

（要望事項）

承諾の定義として、「契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。」とされている。したがって、施工計画書については、「受理」として処理することを検討されたい。

ウ 工程表

契約時に提出された工程表は、工期内に完成できるとする意思表示を表すもので、内容については問われないものである。比較的単純に工程表が作成されていた。

エ 施工計画書の個別記載内容確認

記載項目内容の個々について意見を述べる。項目に先立ち、総則として、工事の目的や施工方針についての記述と、準拠図書の記載があった。目次は、15項目であり、適切である。

(7) 工事概要

簡潔に工事概要の記載があり、位置図がつけられ、工事箇所が示されていた。

(i) 計画工程表

a 指摘事項等

（要望事項）

(a) 契約時に提出された工程表がそのまま付けられており、施工計画書には、契約時よりも詳細に検討された工程表が必要と考えられるので、契約後の第1回目の協議において、精査した工程表の提出を指導されたい。

(b) 施工計画書に、工程遅延に対するフォローアップを十分に記載されたい。

(ii) 現場組織表

a 指摘事項等

（注意事項）

(a) 受注者から提出されている作業員名簿には、住所、電話番号及び家族連絡先など明らかに個人情報が含まれており、個人情報保護法等の規制を受けるものとなる。このような情報は、発注者として保有する必要性

はないものと考えられるので、工事に携わった従業者の指名のみを把握し、そのリストに必要な情報を確認した項目については、監督員により確認した事実だけを残されたい。

- (b) 現場組織表では管理体制のみ記載されている。作業体制が明確とされていない。受注者と下請負者との業務分担が不明である。別途、施工体制台帳や下請負申請書等を見ればわかるものではあるが、管理体制と作業体制を合わせての提出を求められたい。

(エ) 指定機械及び主要機械

指定機械との項目名があるが、必ずしも指定機械だけでないものが含まれている。

a 指摘事項等

（要望事項）

多くの機械を使用しないので、項目名を「指定機械及び主要機械」とし、備考欄を設け、指定機械についてはその内容を記載することで整理されたい。

(オ) 施工方法

施工方法のフローに示された項目名は、工程表に記載された工種名とは一致していない。整合が図られているとわかりやすい。個々の施工要領は、的確に簡潔に記載されている。

ただし、施工計画書の最終項目である「その他」の中に、施工計画書として、モルタル充填工及び磁気探査の業務計画書が付けられていた。

a 指摘事項等

（注意事項）

モルタル充填工については、充填工部分についての要領書であれば、まだ理解できるが、施工管理や品質管理等は受注者自身が管理すべきものであり、また監理技術者が指導すべき、施工方法以外の内容までも個別の要領書に独立して作成されているのは適切とは言えない。取りまとめ方法を指導されたい。

(カ) 施工管理計画

a 指摘事項等

（要望事項）

施工管理計画は、記載の4項目のほか、段階確認・検査が含まれるものであるが、記載されていない。

これについては、発注者自身が意識し、着手にあたって受注者に意向を伝え、更に受注者側としての考えを合わせて内容及び時期等について双方で認識し合うことが重要である。

施工管理計画については、段階確認・検査の項目を記載させるよう指導されたい。

b 工程管理

(a) 指摘事項等

(要望事項)

工程管理が、具体性に欠ける記載内容となっている。具体的な記載となるよう指導されたい。

c 出来形管理及び品質管理

(a) 指摘事項等

(注意事項)

那覇市上下水道局工事標準仕様書には「接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行う」とされているが、出来形管理及び品質管理表に配管の接合に関するチェックシートが明記されていない。

当該仕様書を遵守するよう指導されたい。

d 写真管理

撮影箇所と頻度、整理方法について、水道工事標準仕様書から抜書きされている。

(キ) 安全管理

必要な記載内容となっている。ただし、当該工事現場にそぐわない表現があったりする。監督員は、当該工事区域に適合した内容であることを確認し、該当しない記述があれば、修正を指導されたい。

(ク) 緊急時の体制及び対応

a 指摘事項等

(要望事項)

主として工事災害についての記述になっており、地震やゲリラ豪雨などの自然災害についての記載がない。

緊急時の定義を明確にするとともに、緊急事態の発生に際して、作業員の安全と工事目的物の保全に必要な資材の準備や体制等についての記述を求められたい。

(ケ) 交通管理

a 指摘事項等

(要望事項)

管理の記述が、「ないようにし」、「教育し」、「周知する」、「注意を促す」など曖昧な表現になっている。

特に過積載については、具体的な管理方法を明確に記載するよう指導されたい。

(コ) 環境対策

a 指摘事項等

(要望事項)

想定される騒音振動、粉塵などについての記載がある。監督員は、現場立会時に状況を確認し、適切な管理となっているかどうかについて確認されたい。

(カ) 現場作業環境の整備

当日は休工となっていたので工事現場の日常を見ることができなかった。特に、散らかっているような様子もなく、計画にあるような清掃等が行われているものと判断した。

(キ) 再生資源の利用の促進及び建設副産物の適正処理方法

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理フロー運搬経路が記載されていた。

6 現場調査について

(1) 現地の状況

ア 現場標識

工事看板及びその他の現場標識は、工事始点に近い垣花ポンプ場のフェンスに設置されており、必要なものが掲示されていた。（参考写真 No. 1、No. 2）

(7) 指摘事項等

(注意事項)

内容を確認すると、責任技術者の資格表記が、主任・監理・管理などが使用され、同じ表記とはなっていなかった。工事の開始とともに設置されているものであり、また、別途、施工計画書として着手前に提出され承諾しているものでもあるので、不整合である状況をいち早く発見し、その修正を指導すべきである。

イ 現場、現場事務所周辺環境

現場は、当日は施工されていなかったが、工事用の資材等が放置されてはならず、適正に整理、清掃が行われるものと判断した。

資材置き場及び現場事務所は、工事現場とは、全く離れた場所にあった。資材置き場では、配管材等の保管状況の確認と、現場で発生したアスファルト舗装塊やコンクリート塊の中間保管場所の標識について確認した。いずれも適切な状況であることを確認した。（参考写真 No. 3、No. 4）

ウ 出来ばえ

工事の途中であり、出来ばえを見るような状況ではなかった。配管のため掘削した部分には、仮舗装が行われていた。特に指摘する箇所はなかった。

7 現場調査時の写真

建設業の許可表

商号又は名称	有限会社 丸宮産業
代表者の氏名	代表取締役 宮城 久幸
主任技術者の氏名	永山 博
資格	専任
登録地	沖縄県
建設業の別	一般建設業
許可を受けた建設業	水道施設工事、管工事、土木工事
許可番号	沖縄県知事 許可 般-27第6475号
許可年月日	平成27年12月16日から 令和2年2月15日

No. 1 現場標識垣花ポンプ場のフェンスに設置。

- 工事看板、建設業の許可票等掲示。
- 受注者の建設業の許可票の赤丸部分の記載において、主任／管理が選択されていない。
- 管理ではなく監理が表記としては正しく、誤った記述も見られる。
- No. 2 での記載内容と合わせ、監督員は、現地標識の記載内容の確認を早期に行うことが必要である。

現場代理人	元請名	有限会社 丸宮産業
宮城 久幸	監督員名	宮城 久幸
TEL(事務所) 098-834-8668 携帯電話 090-540-XXXX	監理技術者名	永山 博
主任技術者	専門技術者名	
永山 博	担当工事内容	GX形φ200φ250 φ400配水幹線 布設工事
TEL(事務所) 098-834-8668 携帯電話 090-413-XXXX		

No. 2 施工計画書と現地標識では、表記が一致していない。

(左) 施工計画書及び現場組織表では、主任技術者。

(右) 現場標識では、監理技術者となっている。

No. 3 資材保管場所において、工事に使用する配管材が適切に保管されている。

No. 4 産業廃棄物保管所の標識
適切な形式での記載が行われている。

○ 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（建築）

1 工事担当所管部署

市民文化部 文化振興課

2 工事概要

(1) 工事施工場所

那覇市久茂地三丁目 26-13

(2) 工事内容

建築用途 劇場（建築工事）、付帯施設等

敷地面積 9,219.74 m²

建築面積 6,003.74 m²

床面積 14,582.13 m²

各階床面積 B 2 階 781.60 m²

B 1 階 390.86 m²

1 階 4,867.91 m²

2 階 3,059.74 m²

3 階 2,602.80 m²

4 階 1,895.28 m²

5 階 671.42 m²

6 階 312.52 m²

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
（地下2階 地上6階）

発注体系 分離発注

(3) 設計業務

基本設計業務受託者 香山・久米・根路銘設計共同体

契約形式 公募型プロポーザル

実施設計・監理業務受託者 基本設計業務受託者に同じ

契約形式 特命随意契約

(4) 工事請負者

國場組・大米建設・金城キク建設・ニシダ工業共同企業体

(5) 工事契約日

平成 30 年年 10 月 4 日

(6) 工事費

設計金額 8,081,640,000 円

契約金額 7,803,000,000 円

請負率 96.55 %

契約形式 制限付き一般競争入札

(7) 工事施工期間

平成30年10月4日から令和3年3月23日

(8) 工事進捗状況

実施出来高 34.0 % (令和元年11月19日現在)

3 調査項目（着眼点）

(1) 計画について

- ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- イ 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

(3) 積算について

- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(4) 契約について

- ア 契約の方法及び手続きは適正か。
- イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

- ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- イ 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
- ウ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
- エ 法令等を遵守して施工されているか。
- オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- カ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- キ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- コ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

音楽・舞踊・演劇等の公演や大規模な講演会・集会の会場として利用されてきた那覇市民会館は、昭和 45 年完成である。施設及び設備の老朽化と文化活動の多様化などへの対応改善を考慮し、新たな文化芸術振興の拠点として平成 24 年度より「那覇市新文化芸術発信拠点施設」の計画がされてきた。

調査時の現況は、基礎及び地下階の躯体工事と地上部の鉄骨建て方工事中である。工事進捗状況は、計画工程より少し遅れている。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約及び施工について、現在必要な書類の整備状況は概ね良好である。

現場施工について、今後の各種検査、試験の実施・確認、記録の整備など遺漏なきよう関係機関、監理業務受託者及び工事請負業者と協議を密に行い対処されたい。

5 書類調査について

(1) 事業目的、計画について

ア 事業の背景、計画経緯

(ア) 平成 24 年度の諮問に基づき、付属機関である「那覇市文化行政審議会」において基本構想の検討が行われてきた。

(イ) まちづくりの中核施設としてこれまで以上の魅力的な那覇市の創造を目指していた。

(ウ) 利用者の想定は、那覇市民会館の利用者を基本とし、建設予定地が中心市街地に位置し国際通りの近くでもあることから近隣の会社員や観光客も想定したとのことである。

(エ) 平成 25 年 5 月に「那覇市文化行政審議会」より新市民会館基本構想の答申がされ、8 月に「那覇市新文化芸術発信拠点施設基本構想」が策定された。

(オ) 平成 26 年 9 月に基本計画が策定されている。

イ 与条件他

(ア) 規模や面積については、平成 25 年策定の基本構想での基本理念及び基本方針と建設地（旧久茂地小学校跡地）の敷地条件などに基づくこと。

(イ) 平成 26 年策定の基本計画に基づくこと。

(ウ) 那覇市民会館の不便な点の改善等の要望を考慮する。

などを与条件として設定している。

近隣同様施設としては、パレット市民劇場 403 席、てんぶすホール 246 席、タイムスホール 358 席及び新報ホール 606 席、市外ではてだこホールの大ホール 1,001 席、小ホール 300 席等があり計画策定時に確認されている。

ウ 設計業務について

(ア) 基本計画に基づき、設計者選定プロポーザルが平成 28 年 3 月に実施された。

(イ) 基本設計は平成 29 年 3 月に完了している。

a 指摘事項等

（要望事項）

基本設計から実施設計の変更事項は、意匠が曲面状の金属系屋根から直線形のコンクリート系屋根への変更、構造が場所打ちコンクリート杭からラップルコンクリート杭への変更である。変更経緯の議事録が確認できなかった。変更事項は、変更経緯を議事録に残すことが望ましい。

(2) 設計について

ア 意匠設計について

(ア) 配慮事項（環境、コスト縮減、維持管理等）について

a アクセス性や居心地の良い共用スペース、周囲への圧迫感の低減や街並みの調和、動線計画等に配慮している。

b 環境に配慮した点は、日射抑制による熱負荷の低減や間接光の取入れによる照明負荷の低減、床面から吹き出す居住域空調などにより省エネルギー対策を行っている。

c コスト縮減に配慮した点は、掘削土の縮減、部材のユニット化、鉄骨の規格鋼材の採用、支保工を使用しない型枠デッキプレート採用などを行っている。

d 維持管理に配慮した点は、長寿命型蓄電池の採用や汎用品の採用、再生水の採用などで更新費やランニングコストの縮減を図っている。

(イ) 実施設計時に関係者から設計への要望事項について

a 基本設計時に市民ワークショップ、身体障害者団体及び舞台関係者とヒアリングを行い、要望を確認している。実施設計にて内容を整理し、設計に適宜反映している。

b 舞台関係要望については実施設計時に再度ヒアリングを行い、最終的な調整を図っている。

(ロ) 設計時に採用した設計基準・設計資料について

a 公共建築工事標準仕様書（建築工事）、建築設計基準、建築構造設計基準等である。

イ 構造設計について

(ア) 構造計算適合判定は、日本建築センターで判定を受けている。

(イ) 配慮事項（ひび割れ防止、液状化等）について

a 大スパンとなる建築計画に対応した耐震壁付ラーメン構造による鉄骨鉄筋コンクリート造の剛強な架構としている。ホール建築の遮音性ととも、安全性を満足する空間を実現しつつ、経済性、耐久性及び施工性を十分に

考慮して設計している。

b ひび割れ防止を配慮した点は、普通コンクリートで一番強度の高いコンクリートを採用している。また、大ホール及び小ホールの屋根スラブには膨張剤を採用している。

c 液状化については、問題ない。

ウ 確認申請時の指導、協議事項について

(7) 確認申請審査機関は、那覇市建築指導課である。

(4) 主な協議事項は、県条例 16 条の 2「劇場の段床の定義、解釈等の確認」である。

(3) 積算について

ア 設計業務及び監理業務委託の積算

(7) 設計業務（基本、実施）、監理業務委託の業務価格等の委託料は、建築設計業務等積算基準（沖縄県土木建築部）に基づき担当職員が行っている。採用単価は、基本設計業務が国土交通省平成 28 年度、実施設計業務が国土交通省平成 29 年度、監理業務が国土交通省平成 30 年度設計業務委託等の技術者単価を使用している。

イ 工事の積算

(7) 設計書の数量積算業務は、設計業務委託特記仕様書に含まれ、設計業務受託者が行っている。準拠図書は、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）である。

積算書の値入は、担当職員が行い、採用単価は、営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）（平成 30 年 7 月）、建築施工単価（2018 年 7 月夏）、建築コスト情報（2018 年 7 月夏）、積算資料（2018 年 8 月）、建設物価（2018 年 8 月）及び業者徴取見積書に基づいている。

a 指摘事項等

（要望事項）

業者徴取見積書の採用単価査定率は、各業者からのヒアリング調査によって決定している。見積徴取頻度の高い工種については、データを集積し参考資料とすることを検討されたい。

(4) 入札及び契約について

ア 基本設計業務委託について

基本設計業務委託者の選定（公募型プロポーザル）は、付属機関である「那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会」を設置し、公募内容、審査手続き等を決定した後、公募から選定まで行っている。

資格審査は、提出された必要書類を基に、文化振興課にて審査している。

参加業者 7 共同企業体

設計金額 87,558,000 円（消費税込）

契約金額 87,480,000 円（消費税込）

請負率 99.91% 契約日 平成 28 年 5 月 28 日

イ 実施設計及び監理業務委託について

実施設計及び監理業務委託契約は、随意契約に基づき行われた。

設計金額 210,447,720 円（消費税込）

契約金額 210,060,000 円（消費税込）

請負率 99.82% 契約日 平成 29 年 7 月 24 日

ウ 工事請負業者について

工事請負業者の選定は、担当部署が工事設計書を作成し、法制契約課へ契約手続きを依頼している。担当部署から入札方法、入札参加資格等を那覇市建設工事業業者選定特別委員会へ提案、同委員会にて内容を審議して決定している。入札方法、参加資格要件の決定後、法制契約課にて公告、入札、開札及び契約の手続きが行われている。入札方法は、制限付き一般競争入札で行われた。

資格審査は、入札参加資格審査表を用い、法制契約課にて審査後、文化振興課にて確認している。

エ 執行伺いから契約までの手続は、下記のとおりである。

予 算 執 行 伺	平成 30 年 8 月 21 日
契 約 依 頼	平成 30 年 8 月 21 日
業者選定特別委員会開催、同日決定	平成 30 年 8 月 21 日
制限付き一般競争入札の実施について公告	平成 30 年 8 月 21 日
入 札	平成 30 年 9 月 13 日～14 日
開 札	平成 30 年 9 月 14 日
落 札 者 決 定	平成 30 年 9 月 20 日
仮 契 約 締 結	平成 30 年 9 月 26 日
那覇市議会 9 月定例会の議決をもって本契約に切り替え	平成 30 年 10 月 4 日

オ 履行保証及び前払保証について

(ア) 前払保証は、西日本建設業保証株式会社である。

(イ) 履行保証は、大同火災海上保険株式会社である。

カ 設計業務及び監理業務の書類等について

(7) 指摘事項等

(要望事項)

- a 基本設計業務の重要事項説明書が提出されているが返却について確認できなかった。確認されたい。
- b 監理業務の重要事項説明書の提出が確認できなかった。提出の要不要を確認されたい。
- c 設計業務管理技術者等は、届けられている。積算担当者の記載が確認で

きなかった。積算業務が含まれているので記載することが望まれる。

キ 監督員通知について

工事請負業者へは 平成 30 年 10 月 4 日に通知されている。

ク 現場代理人、監理技術者届などについて

技術者の国家資格は下記である。

	現場代理人	監理技術者
工事技術者資格	一級建築施工管理技士	

ケ 工事出来高検査について

第1回既済部分検査が平成 31 年 3 月 19 日（進捗率 3.14%）、第2回既済部分検査が令和元年 9 月 25 日（進捗率 10.9%）、第3回既済部分検査が令和元年 10 月 21 日（進捗率 11.5%）に行われている。

コ 変更契約について

第1回が平成 31 年 3 月 29 日、第2回が令和元年 9 月 5 日であり、支払い等の変更である。

(5) 施工管理について

ア 監理・監督業務について

(7) 施工計画書について

施工計画書は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認、監督員が承諾している。提出の施工計画書及び施工図は、一覧表で整理されている。

a 指摘事項等

（要望事項）

総合施工計画書及び工種別施工計画書の記載内容は、特に決められていない。目次等による必要な記載項目（概要、品質計画等）の整理が施工計画書の平準化になると思われるので検討されたい。

(i) 施工図について

a 指摘事項等

（注意事項）

(a) 施工図は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認、監督員への報告をもって承諾に代えている。公共建築工事標準仕様書（建築工事編）では、施工図は監督員の承諾を受けることとなっているので、監督員押印をする時は、受領又は承諾の明確化を工夫されたい。

（要望事項）

(a) 建築、設備各工事が作成した総合図の最新版の管理について、分かりにくかった。管理方法を検討されたい。

(b) 監理業務で担当技術者が施工図のチェックをしているが、管理技術者の係わりと管理技術者の業務内容を確認されたい。

(c) 建築、設備各工事が作成した総合図の合意が確認出来なかった。合意を確認されたい。

(ウ) 工程管理について

a 指摘事項等

(要望事項)

- (a) 毎週1回の週間工程会議、月1回の総合工程会議にて確認している。
全体工程表に分離発注設備工事、施工計画書、施工図の提出、承諾日の記載が特になかった。施工計画書、施工図の提出、承諾日、節目行事の記載により密な工程管理ができると思われるので、分離発注工事を含めた合意の全体工程表の作成を検討されたい。

(エ) 環境、官公庁提出届、維持管理、元請、下請業者等の書類について

- a 土壌汚染調査は、着工前に実施している。騒音及び振動は工事期間中に実施している。
- b 建設副産物処理について、委託契約書及び電子マニフェスト(177件)は、整理されている。
- c 設計変更は、既存構造物の撤去工事の追加、杭長、コンクリート強度及び耐震壁配筋の変更を予定している。
- d 建物の点検マニュアル及び長期修繕計画書は、今後各工事請負業者より提出予定である。
- e 工事实績情報(CORINS)の受注登録が平成30年10月23日にされている。
- f 建設業退職金共済組合、工事保険及び賠償責任保険に加入している。
- g 施工体系図は、都度整理され、仮囲いに掲示されている。3次下請までである。施工体制台帳も整備されている。

h 指摘事項等

(要望事項)

- (a) 環境物品等の調達方針採用品(グリーン購買品)の採用について確認できなかった。採用の可否を検討されたい。
- (b) 建設リサイクル法の届出、通知済みとのことである。再資源利用計画書等は整理しているとのことであるが確認できなかった。確認できるよう整理されたい。

イ 品質管理について

(ア) 使用材料について

- a 使用材料の品質・性能は、JIS製品についてはカタログ等にてJIS認証であることや、その規格を確認している。
- b 使用材料の「F☆☆☆☆」(ホルムアルデヒド等級の最上位規格)について、材料に記載のあるものは、現物及び写真確認、材料に記載のないものについては、使用材料承諾、納品書等で確認する予定である。

(イ) 検査、試験報告書について

- a 現場で実施した試験、立会検査は、遣り方検査、杭芯位置確認、掘削面

確認、平板載荷試験、超音波探傷試験、試験杭、配筋検査、コンクリート打設前検査、コンクリート打設・受入れ検査及び出来形確認である。

- b 現場外の材料試験、製品検査など検査立会は、コンクリート試験練、コンクリート強度試験、鉄筋搬入検査、鉄骨原寸検査及び製品検査とのことである。4週目の構造体コンクリート圧縮強度試験は、沖縄県建設技術センター及び沖縄県生コンクリート工業共同組合中南部共同試験場にて行われている。

c 指摘事項等

（要望事項）

技能士は、下請け通知書に添付の作業員名簿へ有資格者を記載とのことであるが、当日作業の確認ができるように工夫されたい。

ウ 監督員について

(7) 監督員の配慮事項及び委託者の監理について

- a 発注者として施工上、特に配慮すべき事項は、沈砂池や敷地外周に小堤工を設置し、工事用地より道路へ土砂や濁水の流出を防止するよう配慮をすることである。
- b 委託監理者の監理は、週間工程会議や総合工程会議、その他臨機に調整し、毎月の業務報告書にて確認を行っている。
- c 監督員、委託監理者の監理業務分掌区分は、工事監督実施要領に基づき業務を区分している。

(4) 工事打合せ（議事録、指示協議事項等）について

- a 週間工程会議を毎週1回、総合工程会議を毎月1回開催している。出席者は、各工事監督員、監理者、各工事現場代理人、監理技術者及び主任技術者である。前回議事録、工程、連絡等の確認及び協議が行われている。
- b 施工者への指示は、口頭による指示の他、必要に応じて工事打合せ簿を用いて書面による指示をしている。

c 指摘事項等

（要望事項）

着工時に設計図書内容（不整合等）について、説明、検討会の実施状況の確認ができなかった。設計図書照査の協議、検討会の開催が望まれる。

エ 労働安全衛生管理について

(7) 安全衛生状況について

- a 安全衛生協議会は、月1回開催である。令和元年10月30日議事録を確認した。元請、下請工事関連業者が出席し11月の工程、安全、工事内容の連絡、協議を行っている。
- b 新規入場者教育は、実施し記録を整備している。
- c 材料の安全データシート（SDS）は、防水工事及び塗装工事等の材料を取寄せる予定である。

(イ) 措置を講ずべき者の指名について

a 指摘事項等

（是正事項）

当該建設工事は、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事等が分割発注されている。このような場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項は、工事の発注者は、請負人で当該事業を自ら行う事業者であるもののうちから、同条第 1 項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない旨規定しているが、当該建設工事において、当該措置を講ずべき者を指名していることが確認できなかった。

早急に法令を遵守し、指名されたい。

オ 工種別施工について

(ア) 仮設工事

a 現地調査報告書は、工事現場隣接地の家屋調査報告書、ボーリング調査報告書及び磁気探査報告書である。

(イ) 土工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、掘削面レベル確認、支持層確認及び平板載荷試験について検査報告書が整理されている。

b 発生土の場外処分の搬出先は、大里砕石及び大鉦とともに許可書、搬出量及び受け入れ証明書を整理している。

c 埋戻しは、現場発生土で埋戻しを行ったとのことである。

(ウ) 地業工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、ラップルコンクリート杭施工報告書が整理されている。

(エ) 鉄筋工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、材料搬入検査、各鉄筋のミルシート及び配筋検査報告書が整理されている。

b 鉄筋圧接部の超音波探傷試験が、有限会社ユーティ沖縄で行われている。試験成績書及び報告書は提出整理されている。地下 1 階 4、5 工区梁筋超音波探傷検査報告書（令和元年 9 月 20 日）を確認した。

(オ) コンクリート工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、配合報告書、コンクリート試験練、強度試験報告書などのことである。

b 生コン工場は、沖縄コンクリート（浦添）、球陽生コンクリート（浦添）、山城生コンクリート（那覇）、琉球生コンクリート（那覇）、南建工業（宜野湾）、てだこ建材（浦添）及び大野産業（南風原）の 7 工場、各工場とも（適）工場、J I S 認定工場である。生コン運搬時間は、25 分から 30 分である。

- c コンクリート打設記録は、コンクリート打設結果報告書が整理されている。
- d コンクリート強度試験は、4週 of 構造体コンクリート圧縮強度試験を公益財団法人沖縄県建設技術センターで行っている。沖縄コンクリート浦添工場製造の材齢28日（令和元年6月6日地下2階3工区底盤）の試験成績書を確認した。

e 指摘事項等

（要望事項）

打設記録は、平面図等を活用し製造工場別のトレーサビリティ（追跡可能性）の確認ができるよう工夫されたい。

(カ) 鉄骨工事

- a 検査、試験成績書及び報告書は、原寸検査、初品検査、製品検査、超音波探傷検査及び各検査報告書のことである。
- b 鉄骨製作工場は、Hグレード認定の株式会社宮昌工業である。
- c 原寸検査を令和元年5月10日及び6月27日、製品検査を令和元年8月27日、10月17日及び10月29日に行っている。立会者は、監督員、設計監理構造主任技術者、担当技術者及び監理技術者である。
- d 工場超音波検査（第三者検査）は、沖縄非破壊検査株式会社で行われている。実施された試験成績書及び報告書は提出されている。令和元年6月24日から8月24日までの柱31台の実施報告書を確認した。

(キ) 他の工種別工事

- a 各工事検査、試験成績書及び報告書は、未施工のため資料はない。
- b タイル工事の目視・打診検査、木工事の防虫防蟻処理及び含水率検査、建具工事で塗膜被膜検査、製品検査などを予定している。

6 現場調査について

市職員、監督員、監理者、現場代理人及び監理技術者の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。

仮囲いに建設業許可標識、労災保険成立票、施工体系図及び建退共制度の適用標識は掲示されている。品質は、特に大きな問題は見受けられない。

(1) 就労人員 100人（元請共同企業体20人、下請（建築）80人）

(2) 現況

- ア 地下1階 基礎 躯体工事中
- 1階 鉄骨建て方工事中
- イ 基礎部 足場一部解体中

(3) 品質

ア 工事施工中を目視によって確認した。現況での問題は見当たらない。

(4) 工程

ア 計画工程表より少し遅れ気味である。

(5) 安全・衛生

ア 安全掲示板に掲示物は、整理されている。場内は、安全通路の明示がなされ整然としている。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

- a 安全について、乗入構台の最大積載荷重を標示されたい。

(要望事項)

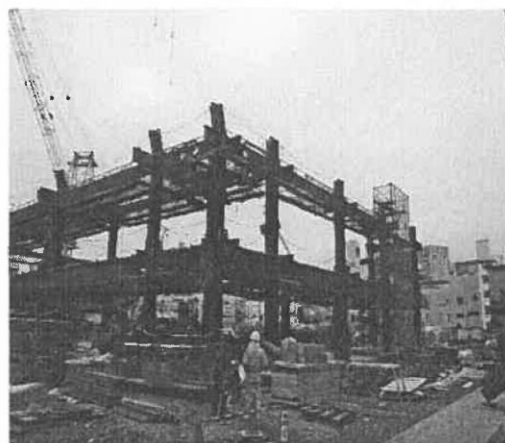
- a 品質について、寸法毎に色分けされた鉄筋スペーサーの使用と現場での掲示で配筋の管理が容易と思われる。検討されたい。
- b 転落・墜落及び飛来落下防止のため外部足場の点検、脚立作業の適正化、消火器の設置場所の周知など災害の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図られたい。

7 現場調査時の状況写真



掲示物

建設業許可標識、労災保険関係成立票、
建退共制度の適用標識、施工体系図



外部 南西面 現況



1階 南東部 現況



1階 大ホール 現況

○（仮称）ともかぜ振興会館建設工事（建築）

1 工事担当所管部署

まちなみ共創部 建築工事課

2 工事概要

(1) 工事場所

那覇市金城三丁目5番3、5番2

(2) 工事内容

建築用途 保健センター、集会場（建築工事）

敷地面積 6,007.27 m²

建築面積 1,934.41 m²

床面積 2,842.41 m²

各階床面積 1階 1,672.55 m²

2階 973.46 m²

3階 196.40 m²

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（地上3階）

発注体系 分離発注

(3) 設計業務

基本設計業務受託者 アトリエ・ノア・設備研究所共同企業体

契約形式 指名競争入札

実施設計・監理業務受託者 基本設計業務受託者に同じ

契約形式 特命随意契約

(4) 工事請負者

古波蔵組・小波津組・新生実業共同企業体

(5) 工事契約日

平成30年年9月26日（変更契約日 令和元年5月24日）

(6) 工事費

設計金額 857,844,000 円、変更金額 863,244,000 円

契約金額 823,530,240 円、変更金額 828,810,240 円

請負率 96.00%

契約形式 制限付き一般競争入札

(7) 工事施工期間

平成30年9月26日～令和2年2月28日

(8) 工事進捗状況

実施出来高 73.00%（令和元年11月19日現在）

3 調査項目（着眼点）

(1) 計画について

- ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- イ 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

(3) 積算について

- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(4) 契約について

- ア 契約の方法及び手続きは適正か。
- イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

- ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続きは適正に行われているか。
- イ 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
- ウ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
- エ 法令等を遵守して施工されているか。
- オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- カ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- キ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- コ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

本工事は、旧日本軍飛行場用地問題を解決するために実施する事業である。旧大嶺集落の伝統・文化・地域コミュニティの再生・活性化を図り、旧地主の方々の慰藉につながるような計画とし那覇市の振興に資する事業としている。

調査時の現況は、屋上が型枠組立工事中、1階が軽量鉄骨天井下地、一部塗装工事中である。工事進捗状況は、計画工程より少し遅れている。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認および関係者への質疑応

答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約及び施工について、現在必要な書類の整備状況は概ね良好である。

現場施工について、今後の各種検査、試験の実施・確認、記録の整備など遺漏なきよう関係機関、監理業務受託者及び工事請負業者と協議を密に行い対処されたい。

5 書類調査について

書類調査に当たっては、事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を確認するとともに補足質問により回答を得た。以下、各項目で確認した事項を箇条書きにして、「所見、評価」を記す。

(1) 事業目的、計画について

ア 事業の背景、計画経緯

- (ア) 昭和18年から19年かけて行われた旧日本軍による飛行場の土地接收等の戦後処理事案の解決を図るための事業である。
- (イ) 平成14年策定の沖縄振興計画に「沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など戦後処理等の諸問題に引き続き取り組む」と位置づけられた。
- (ウ) 平成21年度より「特定地域特別振興事業」が実施されることとなった。
- (エ) 平成23年6月に旧那覇飛行場用地問題解決地主会は、特定地域特別振興事業による問題解決を受け入れるとの決断をした。
- (オ) 平成24年5月に旧那覇飛行場用地問題解決地主会は、「(仮称)ともかぜ振興会館」の建設を要望し、事業実施に至っている。
- (カ) 平成27年3月に基本計画が策定されている。

イ 与条件他

- (ア) 地域の伝統文化継承や近隣の学校と連携して活用できる舞台のある大きな講堂を設ける。
 - (イ) 展示交流や健康増進を図れる施設とする。
 - (ウ) 旧那覇市保健センター用地を活用する。
- など、地域住民からの要望事項も踏まえ基本設計の与条件としている。

ウ 設計業務について

- (ア) 基本構想作成部署は、総務部平和交流・男女参画課である。
- (イ) 基本構想に基づき基本設計が業務委託されている。
- (ウ) 基本設計から実施設計の変更事項は、1階ピアノ收藏庫の移動に伴う消火ポンプ室及び3階調整室側の避難経路防火戸移動による面積の変更である。

(2) 設計について

ア 意匠設計について

- (ア) 配慮事項（環境、コスト縮減、維持管理等）について
 - a 近接する公園と連携した計画、明確な歩車分離と駐車場・遊歩道の2か所から進入可能なエントランス計画とした。
 - b 環境に配慮した点は、開口部に深い庇を設け省エネ対策・高効率設備機

器採用による一次エネルギー量の抑制を行うなどである。また、雨水を散水に利用するため、雨水タンクを設置している。

c コスト縮減に配慮した点は、2棟（ホール棟、カルチャー棟）分離による全体ボリュームの縮減、特殊な材料や工法を用いない仕様などである。

d 維持管理に配慮した点は、容易な管理のためバルコニー部分をメンテナンススペースとして確保している。

(イ) 実施設計時に関係者から設計へ要望事項について

a 舞台関連の機構・音響・照明設備、緞帳の設置及び読書カフェの厨房設備の設置の要望があった。

(ロ) 設計時に採用した設計基準・設計資料について

a 公共建築工事標準仕様書（建築工事）、建築設計基準及び建築構造設計基準等である。

イ 構造設計について

(ア) 構造計算適合判定は、建築構造センターで判定を受けている。

(イ) 配慮事項（コスト縮減、ひび割れ防止等）について

a 平面形状を単純・明快なフレーム構成に努め、2棟を構造的に切り離し各棟に適した構造形式としている。

b ホール上部梁の梁成を小さくし躯体重量の軽減による建物基礎のコスト縮減を図っている。

c 杭基礎工法比較の結果、回転貫入鋼管杭工法を採用している。

d ひび割れ防止に配慮した点は、構造的壁スリット、打継目地の設置及び開口部上下壁にスリット、目地を設置している。

ウ 確認申請時の指導、協議事項について

(ア) 確認申請審査機関は、那覇市建築指導課である。

(イ) 主な協議事項は、3階避難経路の調整や建築許可時からの面積が増加した箇所の調整確認である。

(3) 積算について

ア 設計業務及び監理業務委託の積算

(ア) 設計業務（基本、実施）、監理業務委託の業務価格等の委託料は、建築設計業務等積算基準（沖縄県土木建築部）に基づき担当職員が行っている。採用単価は、基本設計業務が国土交通省平成28年度、実施設計業務が国土交通省平成29年度、監理業務が国土交通省平成30年度設計業務委託等の技術者単価を使用している。

イ 工事の積算

(ア) 設計書の数量積算業務は、設計業務委託特記仕様書に含まれ、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）に基づき実施設計業務受託者が行っている。

(イ) 積算書の値入は、建築工事課担当職員が行い、採用単価は、営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）（平成30年7月）、建築施工単価（2018年4月夏）、

建築コスト情報（2018年4月夏）、積算資料（2018年6月）、建設物価（2018年6月）及び業者徴取見積書に基づいている。物価版は平均単価、業者徴取見積書の場合は最低の単価を採用している。

(ウ) 指摘事項等

（要望事項）

業者徴取見積書の採用単価査定率について、掛け率は採用していない。市の設定査定率は、ないとのことであるが、見積徴取頻度の高い工種についてデータを集積し参考資料とすることを検討されたい。

(4) 入札及び契約について

ア 基本設計業務委託について

基本設計業務委託者の選定は、那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づき、指名選定委員会に諮り決定している。

資格審査は、当該設計事務所は法制契約課に事業者登録をしており、登録時に登録資格を審査している。

参加業者 10共同企業体

設計金額 20,098,800円（消費税込）

契約金額 19,418,400円（消費税込）

請負率 96.61% 契約日 平成28年5月23日

イ 実施設計及び監理業務委託について

実施設計及び監理業務委託契約は、随意契約に基づき行われた。

設計金額 53,705,160円（消費税込）

契約金額 51,516,000円（消費税込）

請負率 95.92% 契約日 平成29年7月31日

ウ 工事請負業者について

工事請負業者の選定は、建築工事課で工事設計書を作成し、法制契約課へ契約手続きを依頼している。法制契約課で、入札方法、入札参加資格等を那覇市建設工事業者選定特別委員会へ提案、同委員会にて内容を審議して決定している。入札方法、参加資格要件の決定後、法制契約課にて公告、入札、開札及び契約の手続きが行われた。入札方法は、制限付き一般競争入札で行われた。

資格審査は、共同企業体の資格審査を法制契約課が事前に行い、開札後、落札予定者の事後審査を法制契約課にて審査、建築工事課にて確認している。

エ 執行伺いから契約までの手続は、下記のとおりである。

予 算 執 行 伺	平成 30 年 6 月 14 日
契 約 依 頼	平成 30 年 6 月 14 日
A選定委員会開催、同日決定	平成 30 年 6 月 21 日
制限付き一般競争入札の実施 について公告	平成 30 年 7 月 13 日

入 札	平成 30 年 8 月 13 日～14 日
開 札	平成 30 年 8 月 15 日
落 札 者 決 定	平成 30 年 8 月 20 日
仮 契 約 締 結	平成 30 年 8 月 30 日
那覇市議会 9 月定例会の議決 をもって本契約に切り替え	平成 30 年 9 月 26 日

オ 前払保証及び履行保証について

(7) 前払保証は、西日本建設業保証株式会社である。

(4) 履行保証は、西日本建設業保証株式会社である。

カ 設計業務及び監理業務の書類等について

(7) 指摘事項等

(注意事項)

実施設計業務及び工事監理業務受託の重要事項説明書が提出されているが、説明を受けた担当者の氏名が「まちなみ共創部建築工事課」となっている。氏名を明記されたい。

(要望事項)

実施設計業務管理技術者等は、届けられている。積算担当者の記載が確認できなかった。積算業務が含まれているので記載することが望まれる。

キ 監督員通知について

工事請負業者へは 平成30年7月12日に通知されている。

ク 現場代理人、監理技術者届などについて

技術者の国家資格は下記である。

	現場代理人	監理技術者
工事技術者資格	一級建築施工管理技士	

ケ 工事出来高検査について

第1回既済部分検査が令和元年8月29日（進捗率30.0%）、第2回既済部分検査が令和元年10月1日（進捗率38.1%）に行われている。

コ 変更契約について

令和元年5月24日に杭工事等の変更による増額（528万円）である。

(5) 施工管理について

ア 監理・監督業務について

(7) 施工計画書について

施工計画書は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認し押印後、監督員及び主任監督員が確認後、承諾している。提出の施工計画書及び施工図は、一覧表で整理されている。

a 指摘事項等

（要望事項）

（a）総合施工計画書の記載内容は、必要項目について協議し記載を考慮されたい。（提出の必要な工種別施工計画書、施工図など）

（b）工種別施工計画書の記載内容は、品質計画等の必要事項を確認されたい。

（イ）総合図について**a 指摘事項等**

（注意事項）

総合図は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認・押印後、監督員及び主任監督員が確認後、承諾しているが、最新版の管理について、分かりにくかった。管理方法を検討されたい。

（ウ）工程管理について

工程管理について、毎週1回の週間工程会議や月間工程表及び週間工程表にて工事進捗を確認している。

（エ）環境、官公庁提出届、維持管理、元請、下請業者等の書類について

a 工事着工前調査は、現場内外の隣接施設の状況（既存物調査）を行っている。

b 建設副産物処理について、委託契約書及びマニフェスト（A票15枚 E票15枚）は、整理されている。

c 建設リサイクル法の届出及び通知は、済んでいる。再資源利用計画書等は整理されている。

d 施設の管理運営は指定管理者制度を導入予定であり、長期修繕計画書は、指定管理者と協議して検討を予定している。

e 工事实績情報（CORINS）の受注登録が平成30年10月11日、第1回変更登録が令和元年5月31日にされている。

f 建設業退職金共済組合（建退共）、工事保険及び賠償責任保険に加入している。

g 施工体系図は、都度整理され、仮囲いに掲示されており、3次下請（杭工事）までである。施工体制台帳も提出されている。

h 指摘事項等

（要望事項）

環境物品等の調達方針採用品（グリーン購買品）の採用について確認できなかった。採用の可否を検討されたい。

イ 品質管理について**（ア）使用材料について**

a 使用材料の品質・性能は、JIS製品についてはカタログ等にてJIS認証であることや、その規格を確認している。

- b 使用材料の「F☆☆☆☆」（ホルムアルデヒド等級の最上位規格）について、資材搬入時に目視確認を行い、写真管理を行っている。

(イ) 検査、試験報告書について

- a 現場で実施した試験、立会検査は、杭芯位置確認、コンクリート試験練、超音波探傷試験、配筋検査、コンクリート打設・受入れ検査、出来形確認などである。
- b 現場外の方法試験、製品検査など検査立会は、コンクリート、鉄骨、金属製建具など搬入前に随時行っている。4 週の構造体コンクリート圧縮強度試験は、公益財団法人沖縄県建設技術センターで行われている。
- c 技能士は、下請け通知書の作業員名簿に有資格者を記載している。

ウ 監督員について

(ア) 監督員の配慮事項及び委託者の監理について

- a 発注者として施工上、特に配慮すべき事項は、工事進捗管理の管理である。
- b 委託監理者の監理は、月間工程表による月毎の監理の進捗状況を確認している。
- c 監督員及び委託監理者の監理業務分掌区分は、工事監督実施要領により定められている。

(イ) 工事打合せ（議事録、指示協議事項等）について

- a 週間工程会議を毎週 1 回開催している。出席者は、工事主管課、各工事監督員、監理者及び各工事現場代理人である。議事録は整備している。各工事間の連絡調整は、建築分科会工程会議で連絡調整を行っている。
- b 施工者への指示は、工事打合せ簿を用いて書面による指示をしている。

c 指摘事項等

（要望事項）

着工時に設計図書内容（不整合等）について、説明、検討会の実施状況の確認ができなかった。設計図書照査の協議及び検討会の開催が望まれる。

エ 労働安全衛生管理について

(ア) 安全衛生状況について

- a 新規入場者教育は、実施し記録を整備している。
- b 材料の安全データシート（SDS）は、塗装工事、防水工事等の材料を取寄せている。
- c 安全衛生協議会は、月 1 回開催しており、令和元年 6 月 19 日議事録を確認した。各共同企業体が出席し安全パトロールを行っている。

d 指摘事項等

（要望事項）

下請け業者を含めた作業間の連絡調整等について行うよう指導されたい。

(イ) 措置を講ずべき者の指名について

a 指摘事項等

（是正事項）

当該建設工事は、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事等が分割発注されている。労働安全衛生法第30条第2項の指名を建築工事課長名で行っているが、同項の規定によれば、当該指名は、発注者である那覇市長が行わなければならないとされており、早急に法令を遵守し、改められたい。

オ 工種別施工について

(ア) 仮設工事

a 現地調査報告書は、測量成果簿及び土質調査報告書である。

(イ) 地業工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、杭施工報告書が整理されている。管理値の設定及び施工データは整理されている。

(ウ) 鉄筋工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、鉄筋のガス圧接、超音波試験及び配筋検査が整理されている。

b 鉄筋圧接部の超音波探傷試験が、有限会社沖縄超音波検査所で行われている。試験成績書及び報告書は提出整理されている。カルチャー棟1階柱の超音波探傷検査報告書（令和元年5月24日）を確認した。

(エ) コンクリート工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、コンクリート試験練、打設時の受入れ検査及び圧縮強度試験などである。

b 生コン工場は、山城生コンクリート（那覇）、琉球生コンクリート（那覇）及び球陽生コンクリート（浦添）の3工場、各工場とも（適）工場、JIS認定工場である。生コン運搬時間は、約30分である。

c コンクリート強度試験は、4週の構造体コンクリート圧縮強度試験を公益財団法人沖縄県建設技術センターで行っている。山城コンクリート工業（那覇工場）製造の材齢28日（令和元年7月13日1階躯体カルチャー棟）の試験成績書を確認した。

d 生コンの受入検査項目は、現場代理人及び監理者が確認している。

e 指摘事項等

（要望事項）

コンクリート打設記録は、コンクリート打設結果報告書が整理されている。打設記録は、平面図等を活用し製造工場別のトレーサビリティ（追跡可能性）の確認ができるよう工夫されたい。

(カ) 鉄骨工事

- a 検査、試験成績書及び報告書は、原寸検査・テープ合わせ、社内製品検査報告書、製品検査及び第三者超音波探傷検査の各報告書である。
- b 鉄骨製作工場は、Hグレード認定の金秀鉄工株式会社西原工場である。
- c 製品検査を令和元年8月21日に行っており、立会者は、監督員、監理者、担当技術者及び現場代理人である。
- d 工場超音波検査（第三者検査）は、沖縄非破壊検査株式会社で行われている。実施された試験成績書、報告書は提出されている。令和元年8月6日から8月29日までの柱15台、梁5台の報告書を確認した。また、社内超音波探傷検査報告書も提出されている。令和元年7月29日から8月28日までの柱15台、梁5台の報告書を確認した。

(キ) 金属製建具工事

検査、試験成績書及び報告書は、製品検査及び受入検査とのことであり、報告書の確認は、製品検査時に行っている。

(ク) 他の工種別工事

- a 各工事検査、試験成績書及び報告書は、未施工のため資料はない。
- b 防水工事のシーリング簡易接着性能試験、木工事の防虫防蟻処理などを予定している。

6 現場調査について

市職員、監督員、監理者及び現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。

仮囲いに建設業許可標識、労災保険成立票、施工体系図及び建退共制度の適用標識は掲示されている。品質は、特に大きな問題は見受けられない。

(1) 就労人員 49人（元請共同企業体6人、下請（建築）43人）

(2) 現況

- ア 屋上 型枠躯体工事中
- 1階 軽量鉄骨天井下地、塗装工事中
- イ 外部 足場存置中

(3) 品質

ア 工事施工中を目視によって確認した。現況での問題は見当たらない。

(4) 工程

ア 計画工程表より少し遅れ気味である。

(5) 安全・衛生

ア 安全掲示板に掲示物は、整理されている。場内は、整理がなされ整然としている。

(7) 指摘事項等

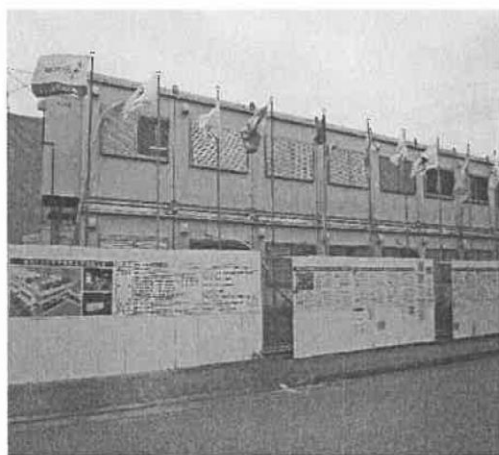
(注意事項)

- a 安全について、作業構台の最大積載荷重を標示されたい。

(要望事項)

- a 品質について、屋上防水部の水溜まりについて、マーキングの上、勾配等を確認されたい。
- b 転落・墜落及び飛来落下防止のため外部足場の点検、脚立作業の適正化、消火器の設置場所の周知など災害の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図られたい。

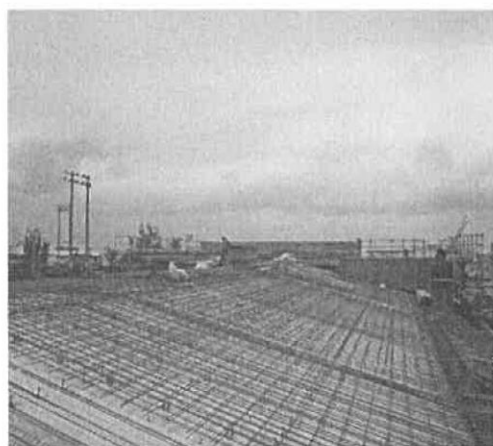
7 現場調査時の状況写真



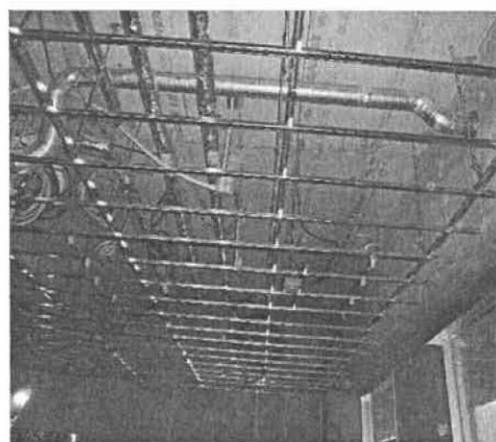
掲示物（各共同企業体含む）
建設業許可標識、労災保険関係成立票、
建退共制度の適用標識、施工体系図



外部 北面 現況



屋上屋根 躯体工事 現況



1階 仕上げ工事 現況

正 誤

○那覇市公報第1756号の正誤

2020(令和2)年1月15日付け那覇市公報第1756号に登載された那覇市告示第307号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1724	位置図	位置図	那覇市公報 1757 号 1841 ページ 位置図

市道路線の区域変更位置図(参考図)

